

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	維持管理積立金の管理業務		
関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 6 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4．廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4－5．廃棄物の不法投棄の防止等

2． 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜関連した指標＞													
	設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数	—	第３期中期目標期間実績：平均 1,203 回／年	1,180 回	1,178 回	1,154 回	1,149 回	1,150 回	予算額（千円）	882,969	276,784	279,550	338,831	254,158
									決算額（千円）	356,780	256,424	302,264	242,126	337,914
	維持管理積立金の管理状況の公表回数	—	第３期中期目標期間実績：平均 1 回／年	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	経常費用（千円）	279,266	282,946	285,725	291,472	263,894
									経常利益（千円）	784	2,580	3,873	3,710	9,970
									行政コスト（千円）	287,619	282,946	285,725	291,472	263,894
									従事人員数	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 管理業務 (A)積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保	(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。	<主な定量的指標> 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保	<主要な業務実績> (A) 透明性・公平性の確保	<自己評価> 評定：B	評定	B	評定	B
	(a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実にを行うため、運用利息等を毎年度 1 回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。	設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	①積立て・取戻し額等の情報提供 i) 積立額及び取戻額 積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に行った。	埋立処分終了後の適正な維持管理を推進するため、以下のとおり、透明性・公平性を確保しつつ、着実かつ適正に実施したことから、自己評価を B とした。	<評定に至った理由> 維持管理積立金の運用利息の通知を行うとともに、積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に行っており、HP において管理状況を適切に公表しており、新型コロナウイルス感染症拡大への対応策を検討しながら埋立処分終了後の適切な維持管理に向けた対応を適正に遂行していることから、「B」と評価する。		<評定に至った理由> 維持管理積立金の運用利息の通知を行うとともに、積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に行っており、HP において管理状況を適切に公表しており、新型コロナウイルス感染症拡大への対応策を検討しながら埋立処分終了後の適切な維持管理に向けた対応を適正に遂行していることから、「B」と評価する。	
	(B)維持管理積立金の適正な管理	(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。	維持管理積立金の適正な管理	(B) 維持管理積立金の適正な管理	○ 設置者への維持管理積立金の運用利息の通知及び払渡し、積立金の積立て及び取戻し、許可権者への通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。	<今後の課題> 引き続き、維持管理積立金の適正な運用に努めていただくとともに、積立金の管理状況について適切に公表いただくことで、本業務の透明性・公平性を確保いただきたい。		<今後の課題> 引き続き、維持管理積立金の適正な運用に努めていただくとともに、積立金の管理状況について適切に公表いただくことで、本業務の透明性・公平性を確保いただきたい。	
	(b1) 維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年）	① 維持管理積立金の管理状況を年 1 回ホームページにおいて公表する。	維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年）	<その他の指標> — <評価の視点> —	<その他> 当中期計画期間で新型コロナウイルス感染症拡大という困難もあったが、関係者とのコミュニケーションを図ることや業務負荷の軽減を目的として以下の取組を行った。	○ 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。	<その他事項> 特になし。		<その他事項> 特になし。
				令和 5 年度までに許可権者に通知した件数：492 件	<課題と対応> 最終処分場の受入量の減少等により、積立金の預かり期間が長期化する傾向にあるが、許可権者に適宜状況を確認しつつ、環境省と情報共有を図り適正な管理に努めていく。				
				令和 5 年度までに設置者に通知した件数：6,211 件					

				○ 許可権者への通知の電子化・公印省略を遂行し、新型コロナウイルス感染症拡大による配達員不足の影響なく通知できた。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－６－１	認定・支給に係る業務		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第16条、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条及び第79条の2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第104号）附則第3条 独立行政法人環境再生保全機構法第10条第1項第7号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞ 石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。 ＜難易度：高＞ 石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－3．石綿健康被害救済対策

2. 主要な経年データ														
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	＜評価指標＞							予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	5,749,260	
	療養中の方及び 未申請死亡者の 遺族からの認定 申請・請求から 認定等決定まで の処理日数	第3期期目標期 間実績（平均 122日）を維持	第3期中期目標期 間実績（平均 122 日）	95 日	212 日	181 日	168 日	173 日	決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	5,543,384
	＜関連した指標＞							経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158	
	労災保険制度の 対象となり得る 申請についての 厚生労働省への 情報提供回数	－	第3期中期目標期 間実績：平均 12 回 /年	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	経常利益（千円）	－	－	－	－	－
	療養中の被認定 者に支給する療 養手当（初回） の速やかな支給 （特殊案件を除 く。）	－	第3期中期目標期 間実績：平均 17 日	19 日	17 日	15 日	16 日	17 日	行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158

	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	—	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数	43	43	43	43	43
	認定更新対象者への状況確認等の案内送付	—	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%						
	窓口相談、無料電話相談件数	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 5,688 件／年	5,683 件	4,749 件	8,793 件	6,924 件	6,213 件						
	施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	—	—	22 回	23 回	1,667 回	662 回	1,244 回						
	保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 13 回／年	14 回	1 回	1 回	4 回	5 回						
	制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	—	第 3 期中期目標期間実績：各 1 回／年	各 1 回	各 1 回	各 1 回	各 1 回	各 1 回						
	救済制度において診断実績のある医療機関数	—	平成 29 年度実績：1,778 病院	1,822 病院	1,936 病院	1,936 病院	2,036 病院	2,085 病院						
	医療従事者向けセミナーの実施回数	—	第 3 期中期目標期間実績：平均 14 回／年	13 回	6 回	4 回	5 回	7 回						
	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）	—	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%	100%						

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	(1) 認定・支給に係る業務	(1) 認定・支給に係る業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評価：A	評価	A	評価
	(A)医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有 <定量的な目標水準の考え方> (a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約 47 日間の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。	(A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。 ① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努める。	<主な定量的指標>	(A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ① 医学的資料の収集等 第 4 期中期目標期間において、延べ 6,809 件（第 3 期中期目標期間実績 5,539 件）の申請・請求を受け付け、延べ 6,623 件（第 3 期中期目標期間実績 5,553 件）の認定等処理を行った。療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、令和 2 年度において新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）が審議保留となった影響により 212 日を要したが、173 日に短縮するとともに滞留案件の削減を進めた。なお、令和 4 年度には処理日数を 168 日まで短縮したが、令和 5 年度は以下の理由により 173 日に増加している。 ・令和 4 年度に審査分科会（令和 5 年度以降においては審査検討会）の開催回数が増加し、滞留案件の初回の医学的判定が進んだため、令和 4 年度末には追加の医学的資料の提出が求められている案件が増加してい	評定理由： 石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、全国の新型コロナウイルス感染者数が大幅に増加し、医療ひっ迫等が発生する中においても、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して判定小委員会が必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成には至らなかったが、判定小委員会が審議保留となった令和 2 年度の処理日数 212 日を 39 日短縮し 173 日とするとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、判定小委員会が審議保留となったことで生じた医学的判定の滞留案件を一定程度解消することができた。 これを表すものとして、令和 5 年度に認定等決定を行った案件は、令和 4 年度：1,314 件を大きく上回る 1,450 件であり、そのうち、再判定を要した案件は、令和 4 年度は全体の 36%（473 件）であったところ、令和 5 年度は全体の 46%を占める 666 件へと大幅に増加しており、課題であった再判定案件を一定程度解消し、医学的判定につなげた。 療養中の方の認定件数が増加傾向にある中、認定から支給までの事務処理日数は基準値である 17 日を維持できている。 なお、申請者より、機構の迅速、丁寧な対応について感謝の手紙や電話を 40 件以上頂くとともに、患者支援団体からも賛辞を頂いた。 制度周知については、令和 3 年度から 5 年度までの間、認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用し、TVCM、新聞広告、街頭ビジョン放送等、広報媒体を効果的に選択して、請求期限の案内を含めて周知を行った。	<評定に至った理由> ○ 石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくはは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済に繋がるものである。そのため、石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知することが重要である。 石綿健康被害者やご家族に対して、石綿健康被害救済制度を広く周知するため、令和 3 年度以降、認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 石綿健康被害者やご家族に対して、石綿健康被害救済制度を広く周知するため、令和 3 年度以降、認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。	<評定に至った理由> ○ 石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくはは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済に繋がるものである。そのため、石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知することが重要である。 石綿健康被害者やご家族に対して、石綿健康被害救済制度を広く周知するため、令和 3 年度以降、認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。	幅広い広報活動による周知の結果、第 3 期中期目標実績：平均 5,688 件／年を上回る 6,472 件／年（第 3 期実績比 113%）の無料電話相談等があり、第 3 期中期目標実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,361 件／年（第 3 期実績比 122%）の申請等を受け付けた。また、石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して医学的判定を行うために必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 その結果、認定等処理については、第 3 期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を上回る 1,324 件／年（第 3 期実績比 119%）を行うことができた。療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、令和 2 年度において新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）が審議保留となった影響により 212 日まで延長したが、令和 4 年度までに、168 日まで短縮することができたが、令和 5 年度は、173 日に増加した。これは、令和 4 年度に審査分科会の開催回数が増加し、医学的判定が進む中で追加の医学的資料の提出を求める案件が増加し、令和 5 年度において、これらの再判定を要する案件を優先的に処理したことによるものである。 認定件数については、第 3 期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,030 件／年（第 3 期実績比 113%）となった。また、療養中の方の認定件数は、第 3 期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 843 件／年（第 3 期実績比 111%）となっ

				た。 - 令和5年度においては、令和4年度の課題であった、これら再判定を要する案件を重点的に処理して一定程度解消し、医学的判定につなげることができた。 - これにより、処理日数の対象となる療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの請求については、令和4年度（1,314件）から136件増えた1,450件の認定等決定を行うことができた。 - 特に再判定を要した案件は、令和4年度は全体の36%（473件）であったが、令和5年度は全体の46%を占める666件へと大幅に増加している。このため、平均処理日数の面では数値を押し上げる要因となったものである。 また、第4期中期目標期間における、新型コロナウイルス感染症の影響による滞留案件の状況は、以下のとおりである。 - 令和2年度において、感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となった影響により、医学的判定の滞留案件が発生した。 - 滞留案件は、その後減少を続け、令和4年度当初には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消している状況にあった。 - 令和4年度において、引き続き新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中、バーチャルスライドを活用した新ICTシステムによる医学的判定業務の運用開始に際して慎重を期すため、審査分科会1回当たりの審議件数が一時的に減少した。その結果、令和4年度中に初回の医学的判定の滞留案件が再び増加に転じた。 - この点については、令和3年度に続いて審査分科会の開催回数増加により、令和4年度末には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消されるに至ったが、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加する状況となった。 - 令和5年度においては、課題となっていた再判定案件を一定程度解消し、医学的判定につなげた。 - 機構が迅速に初回申出及び再申出に取り組んだ結果、令和5年度末において、再び医学的判定の滞留案件が発生している。 引き続き、環境省への判定申出前に申請者に代わって医療機関から病理標本等医学的資料を可能な限り収集するなどの取組を継続していくとともに、環境省と連携して医学的判定の滞留案件の解消に向けて取り組み、処理期間の	建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行い、建設アスベスト給付金制度で認定となった方からの申請について、環境大臣へ医学的判定を申し出ることなく、効率的に審査を進めて、速やかに認定を行うことができた。 以上のとおり、量的・質的な成果を達成したため、自己評価をAとした。 各事項の詳細は、以下のとおりである。 ○ 認定等処理については、第3期中期目標期間実績：平均1,111件／年を上回る1,324件／年（第3期実績比119%）行うことができた。 ○ 窓口相談及び無料電話相談については基準値：平均5,688件／年を上回る6,472件／年（第3期実績比113%）に対応し、申請・請求については、第3期中期目標期間実績：平均1,108件／年を大幅に上回る1,361件／年（第3期実績比122%）を受け付けることができた。 ○ 認定等決定までの処理日数は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となったことによる滞留案件の影響により、平時を想定して設定された目標処理期間の達成には至らなかったが、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数212日から173日に短縮するとともに滞留案件の削減を進めた。 なお、令和4年度に168日まで短縮してきたが、令和5年度は以下の理由により173日に増加している。 - 令和4年度に審査分科会の開催回数が増加し、滞留案件の初回の医学的判定が進んだため、令和4年度末には追加の医学的資料の提出が求められている案件が増加していた。 - そのため、令和5年度において、これら再判定を要する案件を重点的に処理して、課題であった再判定案件を一定程度解消し、医学的判定につなげた。 - この結果、令和5年度には、処理日数対象案件につい	の取組として、環境省が構築した、医学的判定業務に係る新ICTシステムに、機構が行う医学的判定申出業務を適合させるための事務手続の見直し、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行った。 以上により、新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中であっても、重要度や難易度の高い業務において、中期目標の所期の目標水準を大きく上回る成果が得られる見込みと判断し、A評価とするもの。 ＜今後の課題＞ - 医学的資料の追加提出が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申請を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適切な認定・給付に向けた取組を着実に実施していく必要がある。 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行っていく必要がある。 - 保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、引き続き社会状況を注視しつつ、webの活用を含めた対応などの検討を進め、効果的に実施していく必要がある。 - 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組んでいく必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。	た。 認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続等の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は、令和5年度において、基準値の17日を維持することができた。 さらに、電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、医学的判定業務に係る新ICTシステムに、機構が行う医学的判定申出業務を適合させるための事務手続の見直し、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行った。 以上により、新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中であっても、重要度や難易度の高い業務において、中期目標の所期の目標を達成していると認められ、特に、医学的判定業務に係る新ICTシステム構築において環境省との連携の下、セキュリティの確保やインフラの整備を進め、また、医学的資料の追加を必要とする案件が増加する中、環境省への判定申出に先んじて医学的資料を取り寄せるなど、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた点が評価できることから、A評価とするもの。 ＜その他事項＞ 特になし
--	--	--	--	---	--	---	---

				正常化を目指していく。 ② 保健所窓口担当者への制度周知等 i) 保健所説明会等 救済制度及び申請・給付の手続に関する保健所説明会について、令和２年度に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地開催を一旦中止とした。令和２年度及び３年度は、説明会の代替措置として、救済制度及び申請・給付の手続に関して制作した動画をホームページの保健所担当者向けサイトに掲載した。感染状況の推移を見て、令和４年度にオンラインで再開した。令和５年度は、関東と近畿の２ブロックで現地開催した。なお、関東はオンラインでも配信し、保健所等担当者が任意のタイミングで視聴が可能となるように、説明会の動画をホームページの保健所担当向けサイトに掲載した。 ii) 地方公共団体研修会 地方公共団体が主催する石綿関連研修会（医師、保健師、看護師、自治体担当者対象）を延べ１１回開催した。	て認定等決定を行ったものは、1,450 件（令和４年度：1,314 件）と大きく増加した。特に、再判定を要した案件は、令和４年度は全体の36%（473 件）であったが、令和５年度は全体の46%を占める666件へと大幅に増加した。このため、平均処理日数の面では数値を押し上げる要因となったものである。 ○ 認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,030 件／年（第３期実績比 113%）となった。また、療養中の方の認定件数は、第３期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 843 件／年（第３期実績比 111%）となった。認定件数が増加傾向にある状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は、令和５年度において基準値の 17 日を維持することができた。 ○ なお、申請等の受付業務に伴う対応や令和３年度以降における審査分科会の開催回数の月３回への増加に伴う準備により繁忙を極めたが、申請者に寄り添った対応が実を結び、申請者より、手続等において機構職員に手厚くサポートをしてもらったことについて感謝の手紙や電話を 40 件以上頂くとともに、患者支援団体からも、患者やご遺族に対する機構の迅速、丁寧な対応について多大な賛辞を頂いた。 ○ 石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、令和３年度から５年度までの間、認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 ○ 請求期限の延長前には、中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が令和４年３月 27 日に到来することを周知	
(a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 12 回/年） (B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援	② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、毎年度、保健所説明会を通じて、保健所担当者等に対し手続のポイントを実例を交えながら丁寧に説明する。	③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）との定期的な情報共有を行う。 (B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。	労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 12 回/年） 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）	③ 厚生労働省（労災保険窓口）への情報提供 労災保険制度の対象となる可能性が高い案件について、厚生労働省に毎年度 12 回の情報提供を行った。 (B) 救済給付の支給、認定更新申請の支援 ① 速やかな支給のための取組 被認定者等に対し、第４期中期目標期間に、222 億 9,377 万円（第３期中期目標期間実績 172 億 8,117 万円）の支給を行った。認定後速やかに支給するため、認定者数が増加傾向にある中、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、初回療養手当に係る認定から支給までの事務処理について、第４期中期目標期間において基準値の平均 17 日を維持した。また、被認定者からの各種請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧に説明した。	○ 認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,030 件／年（第３期実績比 113%）となった。また、療養中の方の認定件数は、第３期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 843 件／年（第３期実績比 111%）となった。認定件数が増加傾向にある状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は、令和５年度において基準値の 17 日を維持することができた。 ○ なお、申請等の受付業務に伴う対応や令和３年度以降における審査分科会の開催回数の月３回への増加に伴う準備により繁忙を極めたが、申請者に寄り添った対応が実を結び、申請者より、手続等において機構職員に手厚くサポートをしてもらったことについて感謝の手紙や電話を 40 件以上頂くとともに、患者支援団体からも、患者やご遺族に対する機構の迅速、丁寧な対応について多大な賛辞を頂いた。 ○ 石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、令和３年度から５年度までの間、認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ及びインターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して周知を行った。 ○ 請求期限の延長前には、中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が令和４年３月 27 日に到来することを周知	
(b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）	② 漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者（他法給付を除く。）に、請求勧奨を行う。		請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）	② 請求期限の案内等 時効により救済給付の請求権を失効することのないよう、請求期限の６か月前、３か月前、１か月前に遺族・療養者に対して電話又は文書で連絡を行い、請求の再案内を漏れなく実施した		

	(b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	③ 認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。 ④ アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。	認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	(100%)。 ③ 認定更新の状況確認等 認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を逸することのないよう、認定の有効期間満了月の7か月前から認定更新案内を行った。更新申請者に対しては、認定の有効期間満了2か月前を目途に更新等の決定を行うとともに、未申請者への状況確認・再案内を漏れなく実施した（100%）。 ④ 被認定者等のニーズの把握 被認定者等の状況、ニーズを把握するため、毎年度、各種のアンケート調査を行った。	し、令和4年6月17日に10年延長された後には、延長について、救済制度の周知と併せて、周知・広報を実施した。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みつつ、保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続の周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。 また、請求期限切れにより救済給付の請求ができなくなるという、対象者の請求期限管理を行い、対象者に対して適切な案内を実施した。 さらに、認定更新の申請漏れを防ぐため、認定更新の申請状況を確認し、未申請者への再案内等の取組を丁寧に行った。	
	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。 ① 各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。	石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	(C) 石綿健康被害者・遺族への救済制度の周知 ① 救済制度の効果的な周知 i) 全国規模の広報 石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、令和3年度から5年度までの間、認知度の極めて高い俳優の草薨剛氏を起用したTVCMを全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット広告、渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送等、広報媒体を効果的に選定して広報を実施した。 また、保健所等や診断実績のある医療機関等に対し、ポスター・チラシの掲示等を継続して依頼した。 ii) ホームページでの情報提供 機構ホームページの「アスベスト（石綿）健康被害の救済」サイトにおいて、制度や請求期限の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を適時適切に行った。 ② 救済制度に関する相談への対応 新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、感染対策を行いながら、引き続き無料電話相談ダイヤルを設置し、窓口相談と合わせて丁寧に対応した。 また、TVCM期間中においては、一般の方からの相談・質問に対し、体制を強化して、広報の効果等で増加した無料電話相談等に対応した。 さらに、応対マニュアルを適宜見直し、新規着任者の育成や担当者間での共有を図ること等により、的確に相談に対応した。 ア. 窓口相談件数 224 件（第3期中期目標期間実績 225 件）	○ 建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、建設アスベスト給付金制度開始以降、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省と定期的に情報共有を行った。建設アスベスト給付金制度で認定となった方からの申請について、環境大臣へ医学的判定を申し出ることなく、効率的に審査を進めて、速やかに認定を行うことができた。 また、救済制度の対象者が建設アスベスト給付金制度でも対象となり得る場合に漏れなく給付を受けられるよう、令和4年10月には、救済制度の被認定者等約12,200人に当該給付金制度を案内するため、環境省から案内文書を発送するに当たっては、機構で対象者リストを作成・提出したほか、その後の各種問合せにも丁寧に対応するなど、環境省と一体となって取り組んだ。 さらに、機構が保管する申請・請求書類や通知文書等の写しの交付を希望された方に対して、令和4年度及び5年度に583件の資料提供を行った。 この際、個人情報の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、資料提供を行うことで、建設アスベスト給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、支援することができた。 なお、資料提供の実施に当たっ	
	(c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均5,688件／年）		窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：均5,688件／年）			

			イ．無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）32,138 件（第 3 期中期目標期間実績 28,761 件）																								
(c2) 施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	② 関係機関とも連携して施行前死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金等の請求期限（令和 4 年 3 月 27 日）について周知を行う。	施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	③ 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限（令和 4 年 3 月 27 日）の周知及び請求期限延長後における延長の周知 中皮腫、肺がんに係る特別遺族弔慰金等の請求期限が到来することを周知し、令和 4 年 6 月の法改正による請求期限延長後においては延長の周知について、第 4 期中期目標期間において、以下のとおり、TVCM、新聞広告等による制度周知と合わせて効果的に実施した。 <table><tr><td colspan="2">＜周知実績＞</td></tr><tr><td>広報の手法</td><td>件数</td></tr><tr><td>TVCM</td><td>3,391 回</td></tr><tr><td>新聞広告</td><td>20 紙</td></tr><tr><td>ラジオ CM</td><td>26 回</td></tr><tr><td>インターネット広告</td><td>5 回</td></tr><tr><td>雑誌</td><td>3 誌</td></tr><tr><td>医療専門誌</td><td>14 誌</td></tr><tr><td>学会セミナー</td><td>20 回</td></tr><tr><td>その他</td><td>139 回</td></tr><tr><td>計</td><td>3,618 回</td></tr></table> ＜TVCM＞  ＜新聞広告＞ 	＜周知実績＞		広報の手法	件数	TVCM	3,391 回	新聞広告	20 紙	ラジオ CM	26 回	インターネット広告	5 回	雑誌	3 誌	医療専門誌	14 誌	学会セミナー	20 回	その他	139 回	計	3,618 回	ては、外部保管資料の内部移管及び保管場所の整備を行い、迅速かつ確実に対応した。 ○ 当機構が、独立行政法人労働者健康安全機構と連名で発行している「石綿小体計測マニュアル（第 2 版）」については、石綿による肺がんの医学的資料の作成等で活用されている。石綿小体計測精度管理事業の推進委員等の協力を得て、2 年以上にわたり検討を重ね、計測方法に最新の知見を取り入れるとともに計測精度向上に有益な観察標本画像を追加するなど、約 10 年ぶりとなる改訂第 3 版を発行した。 ○ 申請者等へのサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進、システム構成の最適化及びセキュリティ対策の強化のため、令和 4 年度に認定・給付システムの再構築を行い、検索機能の充実等による問合せ対応の即時化、自動化による手作業の削減等による各作業時間の短縮、老朽化したシステム構成の刷新等を実現することができた。 ○ 電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務が令和 4 年度より運用が開始されている。 新 ICT システムの構築時には、運用が円滑に進められるよう、環境省との連携の下、機構側もセキュリティの確保やインフラの整備を行った。運用開始に当たっては、医学的判定申出業務を新 ICT システムに適合させるための事務手続を見直した。 新 ICT システムに適合させた医学的判定申出業務は安定的に運用できており、今後も、災害発生時等における認定等業務の安定的な運営及び申請者や医療機関関係者の将来的な負担軽減を図っていく。 ○ 令和 4 年度に設置された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実に行之、	
＜周知実績＞																											
広報の手法	件数																										
TVCM	3,391 回																										
新聞広告	20 紙																										
ラジオ CM	26 回																										
インターネット広告	5 回																										
雑誌	3 誌																										
医療専門誌	14 誌																										
学会セミナー	20 回																										
その他	139 回																										
計	3,618 回																										
	③ 都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者に対する効果的な救済制度の周知を図る。		④ 医療関係者等への救済制度の周知 i）医療関係団体等との連携による制度周知 石綿健康被害者の診断等に関わる医療関係者等に救済制度の周知を行うため、令和元年度においては、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会及び日本医療社会福祉協会の医療ソーシャルワーカー基幹研修（東京、兵庫、福岡）において、救済制度のパンフレットを配布した。 令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、医療関係団体等 4 団体（日本肺癌学会、日本癌学会、日本医療ソーシャルワーカー																								

			協会、日本訪問看護財団）の協力を得て、バナー広告の掲載等を行った。 ii）「石綿による肺がん」の周知 石綿による肺がんについて医療現場に効果的に周知を図るため、学会セミナーにおいて「石綿による肺がん」をテーマに取り上げて説明を行った。また、診断実績のある医療機関等に「石綿による肺がん」に関するチラシを配布した。 iii）医療専門誌による制度周知 第4期中期目標期間において、医療専門誌延べ14誌を活用して制度周知を行った。 ⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供 令和元年度より、機構ホームページにおいて、中皮腫に係る専門医療機関、地域の医療・介護・福祉サービス等に関する総合的な情報提供を行った。 ⑥ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等 令和4年1月に施行された「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」に基づく建設アスベスト給付金制度の業務について、環境省・厚生労働省と情報共有や各種の調整を行った。建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省に令和4年度及び5年度において延べ124回の情報提供を行った。 また、建設アスベスト給付金制度で認定を受けている場合、医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができる場合があることから、厚生労働省からも定期的に情報提供を受けており、建設アスベスト給付金制度で認定となった方からの申請については、環境大臣へ医学的判定を申し出ることなく、効率的に審査を進めて、速やかに認定を行った。 さらに、令和4年10月には、救済制度の対象者が建設アスベスト給付金制度でも対象となり得る場合に漏れなく給付を受けられるよう、救済制度の被認定者等約12,200人に建設アスベスト給付金制度を案内するため、環境省から案内文書を発送するに当たっては、機構で対象者リストを作成・提出したほか、その後の各種問合せにも丁寧に対応するなど、環境省と一体となって取り組んだ。 さらに、建設アスベスト給付金制度への請求に当たっての参考資料として、機構が保管する申請・請求書類や通知	環境省に各種資料を提供した。 ＜課題と対応＞ ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度において判定小委員会が審議保留となった影響により増加した、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件の処理を進めている状況であり、引き続き、これらの解消に向けて取り組んでいく必要がある。 申請・請求から認定等までの平均処理日数としては、173日となっているため、今後も、処理日数の正常化を目指して、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく。 ○ 迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組とともに、医療手帳の交付を受けた被認定者が安心して医療を受けられるように、被認定者の医療の受けやすさに関する満足度を高める取組を新たに推進する。 ○ 建設アスベスト給付金制度と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行うことで、効率的な制度運営を図るとともに、建設アスベスト給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に情報提供を行っていく。 ○ 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。	
--	--	--	--	--	--

	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表 (d1) 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回／年） (d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年） (E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供 (e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院）	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。 ① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会を実施する。 ② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。	保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回／年） 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年） 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院）	文書等の写しの交付を希望された方に対しては、個人情報の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、令和 4 年度及び 5 年度において延べ 583 件の資料提供を行った。 引き続き、環境省・厚生労働省と連携して、情報共有や各種の調整を行い、建設アスベスト給付金制度に関する業務に適切に対応していく。 (D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表 ① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等 (A) ②参照 ② 申請・請求の受付及び認定の状況（月次・年次）の集計・公表 毎月の最新情報等を継続的にホームページ上で公表した。 ③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表 毎年度、申請・認定・支給の状況等の制度運用に関する統計資料を作成しホームページ上で公表した。 ④ 被認定者に関するばく露状況調査の実施・公表 アンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。集計が完了した過年度分については、毎年度、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ上で公表した。 (E) 医療従事者等への効果的な情報提供 ① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布 毎年度、救済制度において診断実績のあった医療機関（直近の令和 5 年度は 2,085 病院）に対して、医師、医療機関向け手引を送付した。			
--	--	--	---	--	--	--	--

	(e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回／年）					
	② 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。					

			<table><tr><td></td><td></td><td>続】</td></tr><tr><td>4</td><td>肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務</td><td>平成 26 年度</td></tr><tr><td>5</td><td>石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>6</td><td>「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>7</td><td>石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する web 教育システムの周知及び運用業務</td><td>令和 5 年度【新規】</td></tr></table>			続】	4	肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度	5	石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度	6	「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度	7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度【新規】			
		続】																			
4	肺がんの申請者における石綿ばく露作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度																			
5	石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査業務	平成 29 年度																			
6	「石綿健康被害救済制度の被認定者実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度																			
7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定基準に関する web 教育システムの周知及び運用業務	令和 5 年度【新規】																			
(F)個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。	個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営	(F) 個人情報管理等の対策																		
(f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）	① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	① 申請書類等の厳重管理、職員研修の実施等 病歴等機微な個人情報を取扱う業務の性質から、令和元年度において、過去のヒヤリハット事例等を収集して、それぞれの類型に応じた対策を検討した上で、対策事例集を作成した。令和2年度以降は、ヒヤリハット事例等の収集に継続して取り組み、対策事例集に取り入れ、自己点検を実施するとともに、部内全職員に対し研修を実施した（参加率 100%）。職員が新たに着任する都度においても、個別に研修を実施し、個人情報管理を徹底した。 ② 情報通信技術の利活用 i）情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムの障害予防に取り組み、確実に運用した。 ii）令和4年度において、申請者等へのサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進、システム構成の最適化及びセキュリティ対策の強化のため、認定・給付システムの再構築を行い、問合せ対応の迅速化、各作業時間の短縮、自動化による手作業の削減、老朽化したシステム構成の刷新等を実現した。 iii）認定・給付システムを活用し、認定・支給事務の進捗状況等を把握するなど適切に業務管理を行った。 iv）電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した																		

		② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。	新 ICT システムによる医学的判定業務が令和 4 年度より運用が開始されている。 運用開始に当たっては、新 ICT システムの運用が円滑に進められるよう、環境省との連携の下、構築時にはセキュリティの確保やインフラの整備を行った。また、機構が行う医学的判定申出業務を新 ICT システムに適合させるための事務手続を見直し、運用開始後において、判定申出業務を安定的に実施できている。 ③ 業務効率化を図るための検討 令和元年度において、救済業務のより一層の事務処理の効率化を図るため業務効率化チームを立ち上げ、効率化の対象となる業務の洗い出しを行った上で、以下の取組を行った。 i) 医療関係者への効率的な周知を行うため、令和元年度において、全国の薬局（56,446 箇所）へ制度周知ポスターを配布した。 ii) 令和 2 年度以降、新規着任者等を対象に、救済制度の基礎知識に関する研修や電話応対研修を行い、人材育成を図りつつ、研修内容を生かして、問合せ者からの相談に体制を強化して部全体で的確に対応した。 iii) 建設アスベスト給付金制度への請求にあたり救済制度の被認定者等が希望した場合等に、機構が保管する申請書類等の写しを速やかかつ効率的に提供できるように、外部保管資料の内部移管及び収納方法の検討と保管場所の整備を行い、対応の迅速化及び作業効率性の向上を図った。 iv) 業務の効率化を進めるとともに、職員の業務専門性を高めるため、判定小委員会委員等の専門家を講演者として招聘し、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するために実施している学会セミナーへの職員の聴講参加や TVCM による周知広報に向けた事前研修を行った。 ④ 救済制度の施行状況についての情報提供等 令和 4 年度に設置された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会（以下「救済小委員会」という。）における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実に行之、環境省に各種資料を提供した。また、石綿健康被害救済基金の今後の推計に係る資料については、環境省と共同で作成し、連			
--	--	-----------------------------------	---	--	--	--

		③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。		名で提出した。 救済小委員会で示された今後の方向性への対応については、引き続き、環境省と一体となって対応に適切に取り組む。 ⑤ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理状況の公表 石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行うとともに、毎年度、基金の状況をホームページにおいて公表した。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－2	納付義務者からの徴収業務		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	5,749,260
納付義務者からの徴収率	100%	第３期中期目標期間実績：平均 100%	100%	100%	100%	100%	100%	決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	5,543,384
								経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158
								経常利益（千円）	－	－	－	－	－
								行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	5,578,158
								従事人員数	43	43	43	43	43

注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	（２）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ （a）納付義務者からの費用の徴収について、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。	（２）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	＜主な定量的指標＞ 納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 徴収すべき額を確実に徴収しているか。	＜主要な業務実績＞ 特別事業主 4 社に対し、毎年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を確実に徴収した。	＜自己評価＞ 評価：B 特別事業主 4 社に対し、毎年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を全て徴収したため、自己評価を B とした。 ＜課題と対応＞ 特別拠出金は、今後とも確実に徴収を行うこととする。	評価	B	評価	B
						＜評価に至った理由＞ 徴収すべき特別拠出金（前納分及び延納金）を毎年度、計画に基づき適切かつ確実に徴収・収納しており、中期目標の所期の目標水準を達成できると見込まれることから、B 評価とするもの。 ＜今後の課題＞ 引き続き、適切かつ確実な徴収を行う必要がある。		＜評価に至った理由＞ 徴収すべき特別拠出金（前納分及び延納金）を毎年度、計画に基づき適切かつ確実に徴収・収納しており、中期目標の所期の目標水準を達成できていることから、B 評価とするもの。 ＜その他事項＞ 特になし	

4. その他参考情報

1．当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－1	研究管理		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、困難度	＜重要度：高＞ 研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9．環境政策の基盤整備 9－3．環境問題に関する調査・研究・技術開発

2．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
＜評価指標＞								予算額（千円）	5, 687, 259	5, 606, 615	5, 364, 933	5, 434, 579	6, 456, 658
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	５段階中上位２段階の評定を獲得する課題数の割合を 70％以上	第 3 期中期目標期間中 5 年間の実績平均値：62％	86％	91％	98％	98％	95％	決算額（千円）	5, 448, 554	5, 406, 445	5, 285, 217	5, 349, 862	6, 679, 081
＜関連した指標＞								経常費用（千円）	5, 409, 649	5, 300, 001	5, 321, 520	5, 254, 630	6, 473, 933
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数	—	平成 29 年度実績：18 件	調査対象 ^{（※1）} 53 件中 38 件	調査対象 ^{（※1）} 42 件中 23 件	調査対象 ^{（※1）} 40 件中 27 件	調査対象 ^{（※1）} 43 件中 31 件	調査対象 ^{（※1）} 29 件中 19 件	経常利益（千円）	21, 185	53, 545	139, 049	239, 459	83, 448
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件	—	平成 29 年度実績：3 件	8 件	6 件	14 件	18 件	20 件	行政コスト（千円）	5, 435, 559	5, 300, 001	5, 331, 988	5, 254, 630	6, 473, 933

	数														
	他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	—	平成 29 年度委員会出席実績：無し	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回		従事人員数	10	10	10	10	23
	プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合への参加課題数等	—	平成 29 年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加	全課題参加							
	研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動	—	平成 29 年度実績：1 回	1 回	1 回（※2）	2 回	2 回	2 回							
	一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数	—	平成 29 年度実績：無し	1 回		2 回	3 回	4 回							
	研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	—	平成 29 年度実績：2 回	1 回	0 回 資料の HP 掲載により周知	1 回	1 回	2 回							
	実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	—	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題	55 課題 代替措置とした 書面検査は 5 課題	47 課題 代替措置とした書面検査は 19 課題	66 課題	59 課題							

※1 環境省が実施した追跡評価において、「環境政策への反映状況」に関する設問に回答した課題を調査対象件数とする。

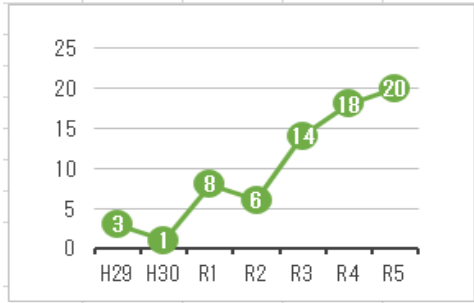
※2 研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて 1 回開催

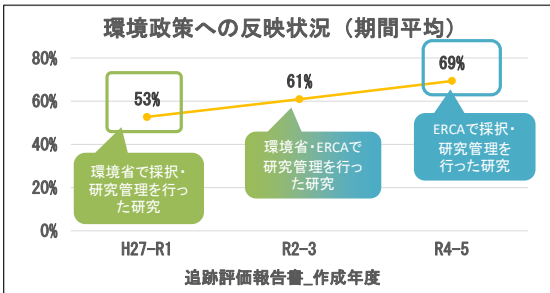
注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注 2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																																											
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																																					
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)																																																																				
	(1) 研究管理 (A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上（前中期目標期間中5年間の実績平均値：62%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a) 第4期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んでもないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。	(1) 研究管理 (A) 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度70%以上を確保するため、以下の取組を行う。 ① 事後評価の実施に当たっては、現行の評価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。 ② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（K O）会合やアドバイザリーボード（A D）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（P O）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。	＜主な定量的指標＞ 環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）の研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上（前中期目標期間中5年間の実績平均値：62%） (図) 事後評価における上位2段階（S、A評価）の比率の推移 <table><caption>事後評価における上位2段階（S、A評価）の比率の推移</caption><tr><th>年度</th><th>環境省で採択・研究管理を行った研究の評価</th><th>ERCAで採択・研究管理を行った研究の評価</th></tr><tr><td>H28</td><td>60%</td><td>64%</td></tr><tr><td>H29</td><td>60%</td><td>60%</td></tr><tr><td>H30</td><td>82%</td><td>82%</td></tr><tr><td>R1</td><td>86%</td><td>86%</td></tr><tr><td>R2</td><td>91%</td><td>91%</td></tr><tr><td>R3</td><td>98%</td><td>98%</td></tr><tr><td>R4</td><td>98%</td><td>98%</td></tr><tr><td>R5</td><td>95%</td><td>95%</td></tr></table> ① 客観性・定量性を高めた新評価方法の導入 令和2年度の中間評価から客観性・定量性を高めた新評価方法を試行した。試行結果を検証し、評価基準の明確化、適切な統計的処理方法の採用など、評価の精度、客観性をより一層向上するための改良を行い、令和3年度の中間・事後評価から新評価方法を本格導入した。 また、令和5年度以降の中間・事後評価の実施方法について、複数の研究領域に跨る研究評価に対応するため、各研究領域の評価委員が評価できる効率的な評価方法の導入に向けて見直しを行った。 ② 研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実 新規に採択された研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響で研究開始に遅れが生じないよう、Web会議システムを活用してキックオフ（K O）会合を開催し、プログラムオフィサー（以下「P O」という。）は7月までに開催された全てのK O会合に出席し、研究の進め方等に関する助言を行った。 その際には、機構職員も研究管理業務の能力向上のため、K O会合やA D会合に出席することにより、専門性やスキルの向上を図った。また、これら取組に加え、令和5年度に推進費が対象とする研究領域の動向や知財等の勉強会を7回開催し	年度	環境省で採択・研究管理を行った研究の評価	ERCAで採択・研究管理を行った研究の評価	H28	60%	64%	H29	60%	60%	H30	82%	82%	R1	86%	86%	R2	91%	91%	R3	98%	98%	R4	98%	98%	R5	95%	95%	＜自己評価＞ 評定：S 平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管された後、研究費の新たなルールを導入し、研究費の利便性の向上を図るとともに、プログラムオフィサーによる専門性の高い運営体制を構築し、研究者への支援体制を強化してきた。 その結果、移管前に比べて応募件数の増加、事後評価結果の向上、特許件数の増加など、研究内容の「質」において、中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果を得た。 また、推進費の実績が評価され、ERCAは、第3期SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）のF Sの実施に当たり、独立行政法人（中期目標管理法）として、かつ、環境省の所管法人として、初めてこれに取り組み、取りまとめた戦略及び研究開発計画案が、ガバニングボード（内閣府）より高い評価を獲得し、令和5年度から始まる第3期SIPにおける研究推進法人として指定されるという、質的に顕著な成果を得た。 第3期SIPの初年度に当たる令和5年度においても、追加予算要望で「S」評価を獲得、令和5年度の研究評価に関しても、総合評点117点で「A」評価を獲得した。 以上のことから、自己評価をSとした。 具体的には次のとおり。 (1) 研究成果の最大化 新型コロナウイルス感染症の拡大する中であっても、研究期間内に当初に設定した研究成果が得られるよう、オンラインにより、プログラムオフィサー（P O）による研究者への支援を継続して実施した結果、事後評価において上位2段階の評価を獲得した課題数の割合（平均値）は94%となり、中期計画に掲げる目標値70%（前期中期目標期間の平均値62%）を大きく上回ることができた。	<table><tr><th>評定</th><th>S</th></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管され、この第4期中期目標期間（R1～R5）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務をERCA内で滞りなく実施した。</td></tr><tr><td colspan="2">業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。</td></tr><tr><td colspan="2">研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位2段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94%で、中期計画に掲げる目標値70%を大きく上回った。</td></tr><tr><td colspan="2">研究成果の環境政策への反映の点では、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は69%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。</td></tr><tr><td colspan="2">これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（P O）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。</td></tr><tr><td colspan="2">また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。</td></tr><tr><td colspan="2">加えて、当初目標にはなかったSIP業務について、令和4年度実施のFSにおいてはガバニングボード総合評価で「A」を獲得し、第3期SIPの課題として成立するとの評価を得た。、令和5年度から本格的にプログラムを開始に際し、ガバニングボードの評価で「S」及び「A」の評価を獲得したことで、令和6年度予算要求で15.2億円と前年増（+0.3億円）が認められた。また、令和5年度よりSIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）にも参画し、世界的な再生プラスチック獲得競争や再生材利用に関するルール形成などの対応が急務となっている課題への取り組みも進めている。</td></tr><tr><td colspan="2">＜今後の課題＞</td></tr><tr><td colspan="2">今期の目標値である「5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合70%以上」については、令和4年度実績は98%であり、上限である</td></tr></table>	評定	S	＜評定に至った理由＞		平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管され、この第4期中期目標期間（R1～R5）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務をERCA内で滞りなく実施した。		業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。		研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位2段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94%で、中期計画に掲げる目標値70%を大きく上回った。		研究成果の環境政策への反映の点では、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は69%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。		これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（P O）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。		また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。		加えて、当初目標にはなかったSIP業務について、令和4年度実施のFSにおいてはガバニングボード総合評価で「A」を獲得し、第3期SIPの課題として成立するとの評価を得た。、令和5年度から本格的にプログラムを開始に際し、ガバニングボードの評価で「S」及び「A」の評価を獲得したことで、令和6年度予算要求で15.2億円と前年増（+0.3億円）が認められた。また、令和5年度よりSIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）にも参画し、世界的な再生プラスチック獲得競争や再生材利用に関するルール形成などの対応が急務となっている課題への取り組みも進めている。		＜今後の課題＞		今期の目標値である「5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合70%以上」については、令和4年度実績は98%であり、上限である		<table><tr><th>評定</th><th>S</th></tr><tr><td colspan="2">＜評定に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管され、この第4期中期目標期間（R1～R5）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務をERCA内で滞りなく実施した。</td></tr><tr><td colspan="2">業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。</td></tr><tr><td colspan="2">研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位2段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94%で、中期計画に掲げる目標値70%を大きく上回った。</td></tr><tr><td colspan="2">研究成果の環境政策への反映の点では、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は69%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。</td></tr><tr><td colspan="2">これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（P O）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。</td></tr><tr><td colspan="2">また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。</td></tr><tr><td colspan="2">加えて、当初目標にはなかったSIP業務について、令和4年度実施のFSにおいてはガバニングボード総合評価で「A」を獲得し、第3期SIPの課題として成立するとの評価を得た。、令和5年度から本格的にプログラムを開始に際し、ガバニングボードの評価で「S」及び「A」の評価を獲得したことで、令和6年度予算要求で15.2億円と前年増（+0.3億円）が認められた。また、令和5年度よりSIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）にも参画し、世界的な再生プラスチック獲得競争や再生材利用に関するルール形成などの対応が急務となっている課題への取り組みも進めている。</td></tr><tr><td colspan="2">以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が流行する中にも関わらず、環境研究総合推進費に係る業務について多様な取組により、当初目</td></tr></table>	評定	S	＜評定に至った理由＞		平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管され、この第4期中期目標期間（R1～R5）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務をERCA内で滞りなく実施した。		業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。		研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位2段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94%で、中期計画に掲げる目標値70%を大きく上回った。		研究成果の環境政策への反映の点では、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は69%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。		これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（P O）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。		また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。		加えて、当初目標にはなかったSIP業務について、令和4年度実施のFSにおいてはガバニングボード総合評価で「A」を獲得し、第3期SIPの課題として成立するとの評価を得た。、令和5年度から本格的にプログラムを開始に際し、ガバニングボードの評価で「S」及び「A」の評価を獲得したことで、令和6年度予算要求で15.2億円と前年増（+0.3億円）が認められた。また、令和5年度よりSIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）にも参画し、世界的な再生プラスチック獲得競争や再生材利用に関するルール形成などの対応が急務となっている課題への取り組みも進めている。		以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が流行する中にも関わらず、環境研究総合推進費に係る業務について多様な取組により、当初目	
年度	環境省で採択・研究管理を行った研究の評価	ERCAで採択・研究管理を行った研究の評価																																																																									
H28	60%	64%																																																																									
H29	60%	60%																																																																									
H30	82%	82%																																																																									
R1	86%	86%																																																																									
R2	91%	91%																																																																									
R3	98%	98%																																																																									
R4	98%	98%																																																																									
R5	95%	95%																																																																									
評定	S																																																																										
＜評定に至った理由＞																																																																											
平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管され、この第4期中期目標期間（R1～R5）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務をERCA内で滞りなく実施した。																																																																											
業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。																																																																											
研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位2段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94%で、中期計画に掲げる目標値70%を大きく上回った。																																																																											
研究成果の環境政策への反映の点では、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は69%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。																																																																											
これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（P O）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。																																																																											
また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。																																																																											
加えて、当初目標にはなかったSIP業務について、令和4年度実施のFSにおいてはガバニングボード総合評価で「A」を獲得し、第3期SIPの課題として成立するとの評価を得た。、令和5年度から本格的にプログラムを開始に際し、ガバニングボードの評価で「S」及び「A」の評価を獲得したことで、令和6年度予算要求で15.2億円と前年増（+0.3億円）が認められた。また、令和5年度よりSIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）にも参画し、世界的な再生プラスチック獲得競争や再生材利用に関するルール形成などの対応が急務となっている課題への取り組みも進めている。																																																																											
＜今後の課題＞																																																																											
今期の目標値である「5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合70%以上」については、令和4年度実績は98%であり、上限である																																																																											
評定	S																																																																										
＜評定に至った理由＞																																																																											
平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管され、この第4期中期目標期間（R1～R5）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務をERCA内で滞りなく実施した。																																																																											
業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。																																																																											
研究成果の社会実装を見据えた研究成果の最大化の観点から目標としていた「事後評価において上位2段階の評価を獲得した課題数の割合」は、94%で、中期計画に掲げる目標値70%を大きく上回った。																																																																											
研究成果の環境政策への反映の点では、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は69%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。																																																																											
これらの実績は、研究費の利便性の向上、プログラムオフィサー（P O）による研究者への支援の強化、評価方法の見直し、広報・情報発信の強化等の業務改善の取組を継続して実施した結果として得られたもので、高く評価できる。																																																																											
また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で達成したことも特筆に値する。具体的には、Web会議システムの速やかな導入により各種会合や説明会のオンライン実施を可能とし、また、研究計画の変更や延長について柔軟な措置を講じる等の取組を実施した。																																																																											
加えて、当初目標にはなかったSIP業務について、令和4年度実施のFSにおいてはガバニングボード総合評価で「A」を獲得し、第3期SIPの課題として成立するとの評価を得た。、令和5年度から本格的にプログラムを開始に際し、ガバニングボードの評価で「S」及び「A」の評価を獲得したことで、令和6年度予算要求で15.2億円と前年増（+0.3億円）が認められた。また、令和5年度よりSIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）にも参画し、世界的な再生プラスチック獲得競争や再生材利用に関するルール形成などの対応が急務となっている課題への取り組みも進めている。																																																																											
以上のとおり、新型コロナウイルス感染症が流行する中にも関わらず、環境研究総合推進費に係る業務について多様な取組により、当初目																																																																											

	③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。		たとともに、推進費の業務マネジメントに関する取組を国際P2M学会に発表した。 また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による研究計画の変更について、柔軟かつ適切に対応する措置を講じた。 ③ 中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施 中間評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は97%（令和元年度～令和5年度の全評価課題）となった。 第4期中期目標期間中に終了した課題のうち、中間評価で指導対象の下位3番目以下（B以下）の評価を受けた課題は13課題あったが、研究成果・評価をより一層向上できるよう、POの指導・助言の下、環境研究推進委員会の意見等を今後の研究に反映させた結果、うち9課題が事後評価でA評価となった。	研究者への支援では、当該中期目標期間に終了した課題のうち、研究期間3年間の2年目の中間評価において、下位の評価（B評価以下）を受けた研究課題13課題について、POによる指導・助言の下、中間評価における意見等を研究内容に反映した結果、9課題が事後評価においてA評価につながった。 （2）研究成果の環境政策への反映・社会実装 環境政策への反映状況では、環境省に研究過程の段階から積極的に情報提供をしていくことにより、研究終了後の3年後に実施した追跡調査において、ERCAで採択から研究管理を行った研究課題のうち、環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合は69%となり、業務移管前に環境省で採択・研究管理を行っていたときの実績値（53%）と比べて、大幅に向上した。 また、技術開発課題における特許件数の増加に合わせて、令和3年度からの新技術説明会（科学技術振興機構（JST）との共催）での紹介を始め、令和5年度には、循環型経済・サステイナブル経営の実現を目指す企業関係者との商談会である「サーキュラーエコノミーEXPO」に新たに出展するなど、研究者と企業とのマッチングを進めた。追跡評価によると、発表した9課題中5課題において共同研究開発の進展があった。 さらに、業務移管後の研究成果について、データベース化を図り、研究者、研究機関、自治体及び企業等の担当者が検索できるようシステムを構築してホームページに公開し、研究内容へのアクセス向上を図った。 加えて、研究成果の国際展開を図るため、国際シンポジウム（ISAP2021/2022/2023）を通じて東南アジアなど海外に向けて情報発信に努めたとともに、推進費の英語版Webサイトを開設した。 （3）第3期SIPに係るFS及び研究開発の推進 【令和4年度】 これまでの推進費における研究管理の知見・ノウハウを活用して、次期SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の研	100%に近い値となっている。 今後は、より具体的な社会実装の更なる取組を推進することを期待する。 <その他事項> なし。	標や移管前に比して多大な実績があった。 さらに、当初目標には無かったSIP業務について追加的に実施した。 当初目標を大きく上回る成果を上げ、令和5年度も同等以上の成果が見込まれることから、見込評価は「S」とする。 <今後の課題> 推進費においては、今期の目標値である「5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合70%以上」に対し、令和3年度及び令和4年度実績では98%、令和5年度実績は95%と、100%に近い値となっている。 これらの研究成果を環境政策への反映・社会実装へとつなげるための取組について、さらに推進していくことを期待する。 <その他事項> なし。
(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理を実施するため、以下の取組を行う。	他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理	(B) 研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理の実施			
(推進費に係る指標) (b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成29年度実績：18件）	①推進費において、環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）において、機構が研究推進法人として指定された研究課題について、研究開発計画に沿ってプログラムディレクター（PD）の方針に従い、研究開発を推進する。	(推進費に係る指標) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数平成29年度実績：18件）	① 政策検討状況の情報提供、助言等	KO会合・AD会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。	また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、進捗状況に応じてPOから助言を行うなどフォローアップを行った	
(SIPに係る指標) (b1) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数			SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）は、科学技術イノベーション実現のために平成26年度に創設した国家プロジェクトである。	総合科学技術・イノベーション会議（議長 内閣総理大臣）が令和5年度から開始の第3期SIPにおいて、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が新たな課題候補となった。これまでSIPの研究推進法人は研究開発法人が担ってきたが、フィージビリティスタディ（以下「FS」という。）及び第3期SIPの実施に当たって、環境再生保全機構は独立行政法人（中期目標管理法人）として、かつ、環境省所管の法人として初めてSIPの研究管理に取り組むこととなった。		
			【令和4年度】	令和4年度に実施したFSにおいては、PD候補の下、企業等から提出されたRFI（Request For Information）77提案の評価・分析を行い、RFI提出企業等29社に対しヒアリングを実施、FS実施方針（案）を策定し、内閣府の検討タスクフォース（検討TF）の決定を受けて以下のとおり実施した。		
			●基礎調査と個別テーマ調査			

			基礎調査では、国内外の取組事例の調査・整理、サーキュラーエコノミーの構築に係る社会課題及び解決方法について調査を行うとともに、個別テーマ調査では、技術実現性やサブ課題の成立可能性等について調査を行った。 ●コアメンバー会議の開催 P D候補、サブP D候補、戦略コーディネーター、学識経験者、内閣府ほか関係府省及び研究推進法人である ERCA により構成され、次期 SIP の実施に向け、基本方針、F S実施方針、研究開発計画書案を策定する他、F Sの進捗を管理する会議体で、毎週一回開催しF S実施期間中に 23 回開催した（F S参加企業も含めた全体会議は毎月 1 回開催）。 ●ワークショップの開催 F S担当機関に対し、SIP の狙い、C E動向など基礎情報の共有を通じて、本プロジェクトに関する共通認識を持ち、個別テーマの目標設定やテーマ間連携の検討に資する基礎情報の共有を目的に開催した。 第 1 回（9/22） ・SIP の狙い、C E基礎調査・全体像案の共有、C EとTCFD/TNFD、パネルディスカッション 第 2 回（10/27） ・マトリックスマネジメント、計測技術開発、富岳利用、計算・モデリング・データプラットフォーム、パネルディスカッション ●タウンミーティングの開催「生活に身近な問題からプラスチックの未来を考えよう」 タウンミーティングを通じて、消費者の行動変容における課題を抽出し、研究開発計画案の作成に資することを目的に開催した。 令和 4 年 10 月 9 日（日） 東京ドームシティ ラクーア ガーデンステージ ●サイトビジットの実施 サーキュラーエコノミーに資する国内の先進事例（8カ所）の視察を行い、企業代表や技術担当責任者との意見交換を通じて、課題の整理とデジタル化の現状把握など、必要な情報を収集した。 これらF Sの調査結果に基づき、戦略及び研究開発計画案を作成し、ガバニングボード（内閣府）での集中討議の結果、15 課題の戦略及び計画案の総合評価では、A評価 8 課題、B 評価 7 課題のうち、他法人が継続してSIPに参画するなか、初めてSIPに参画する研究推進法人としてA評価を獲得することができた。 また、評価コメントでは、当該課題候補は課題として成立すると評され、次期（第 3 期）SIP の研究推進法人として、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官から、令和 5 年 1 月 27 日に正式決定された。 【令和 5 年度】 ●内閣府及びガバニングボードによる評価 令和 5 年度より第 3 期 SIP のプログラムがスタートし、研究の進捗に基づくガバニングボードからの評価を受けた。	研究推進法人として、F S（フィージビリティスタディ）を実施し、その結果に基づき社会実装に向けた戦略及び研究開発計画（以下「研究開発計画」という。）を作成し、ガバニングボード（内閣府）に提出した。 ガバニングボードでの集中討議の結果、15 課題の研究開発計画の総合評価では、A評価 8 課題、B 評価 7 課題のうち、他法人が SIP に継続して参画する中で、はじめて SIP に参画する研究推進法人として「A」評価を得た。 【令和 5 年度】 令和 5 年度より開始の第 3 期 SIP 課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」における研究推進法人として、P Dや関係省庁と連携し研究開発のマネジメント及び社会実装に向け連携を推進した。 ELV 規則案（欧州域内の新車への再生プラスチックの使用率の義務付け案）への対応のための追加予算要望に関しては、重要性が認められ「S」評価を獲得し、追加予算として要望額満額の 2.9 億円の研究費を獲得することができた。また、令和 5 年度を通してのガバニングボードによる研究評価に関しても、総合評点 117 点で「A」評価を獲得し、令和 6 年度予算として、令和 5 年度から 0.3 億円の増額となる 15.2 億円が認められた。 （４）SIP と環境施策の連携 SIP の研究成果を環境施策に反映するため、環境省に働きかけ、SIP の研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）を活用し、SIP における取組の海外展開（BRIDGE 予算：5,900 万円）及び ASEAN 地域等への循環産業の進出や ASEAN 地域等からの自然資本系資材を調達している企業の TNFD 開示を通じた企業価値向上に係る F S（BRIDGE 補正予算：9,200 万円）を実施した。 また、環境省が令和 5 年度の補正予算で実施する「自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業」において、ELV 規則案に係る SIP 成果の検証が計画されるなど、SIP と環境施策の連携を推進した。	
--	--	--	--	--	--

			・プログラム統括及び評価委員会による評価（８月８日、２１日）及び追加予算要望 ７月末までのSIPプログラムの進捗状況、予算執行状況等の報告及びELV規則案（欧州域内の新車への再生プラスチックの使用率の義務付け案）に係る追加予算要望を実施し、S評価を受け要望額満額の2.9億の追加予算措置が認められた。 ・プログラム統括チーム論点整理及び評価委員会（１月18日、２月５日） PDによる令和５年度の自己点検報告書とピアレビュー報告書に基づく、令和５年度の評価として、総合評点117点でA評価を獲得し、令和６年度予算として15.2億円が認められた。 ●環境省施策との連携 環境省施策との連携として、SIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）について、環境省から内閣府に対して令和５年度予算配分の提案がなされるよう働きかけた結果、SIPにおける取組の海外展開についてBRIDGEで連携して取り組むことにつながった（令和５年度BRIDGE予算5,900万円を機構が執行）。 また、12月21日付のガバニングボードにおいて、「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査」に係るBRIDGEの補正予算が承認された。本補正予算は、SIP/BRIDGEにおいて実施中の課題から派生し、社会実装に向けて、世界的な市場獲得競争、ルール形成への対応が急務となっている課題に取り組むものであり、ASEAN地域等への循環産業の進出やASEAN地域等からの自然資本系資材を調達している企業のTNFD開示を通じた企業価値向上に係るFSを実施する。これは、SIPとの連携を踏まえたものであり、環境省からERCAに運営費交付金（9,200万円）が交付され調査研究を実施することとなった。 さらに、SIPからELV規則案対応の情報提供、働きかけがきっかけとなり、環境省が令和５年度の補正予算において「自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた産官学連携推進事業」を実施する。当該事業において環境省が立ち上げる産官学連携のコンソーシアムでは、自動車OEM、Tier1企業等の参画により、SIPで開発される技術を社会実装するため事業が検討されており、SIPの出口戦略の一つとする予定。	（以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （１）研究成果の最大化 ○POの支援については、オンラインによるアドバイザリーボード（AD）会合の充実、中間評価結果のフォローアップ、若手研究者への半期報やサイトビジット（研究視察）の実施など、研究者の支援に継続して取り組んだ結果、事後評価において上位２段階の評価を獲得した課題数の割合は94%（R1～R5年度の全評価課題）となり、中期計画に掲げる目標を大きく上回ることができた。（対第４期中期計画目標値134%） ○新型コロナウイルス感染症の影響で研究開始に遅れが生じないよう、オンラインも活用して、POは全てのキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合に出席し、研究の進め方等について助言を行った。 （２）研究成果の環境政策への反映・社会実装 ○環境政策への反映の一例として、「生物多様性国家戦略2023-2030」（令和５年３月31日閣議決定）において、戦略的研究開発S-15で開発した将来シナリオが示されており、本研究での予測評価の成果を踏まえて、国家戦略の見直しが行われた。 （３）第３期SIPに係るFS及び研究開発の推進 ○令和５年度から開始の次期SIPにおいて、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が新たな課題候補となり、そのFSを独立行政法人（中期目標管理法人）として初めて環境再生保全機構が研究推進法人に指定された。 FSの調査結果に基づき、研究開発計画案を作成し、ガバニングボード（内閣府）での集中討議の結果、15課題の研究開発計画案の総合評価では、A評価８課題、B評価７課題のうち、他法人が継続してSIPに参画するなかで、はじめてSIPに参画する研究推進法人としてA評価を得ることができた。																
（推進費に係る指標） （b2）研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成29年度実績：2件） （SIPに係る指標） （b2）コアメンバー会議の開催回数	② 産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。	（推進費に係る指標） 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成29年度実績：2件） （SIPに係る指標） 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数 （SIPに係る指標） コアメンバー会議の開催回数	② 知的財産出願数件数の把握 機構に業務移管された平成29年度以降に実施された研究課題について、令和５年度末までに研究機関から出願された知的財産出願件数は70件であった。  <table><caption>知的財産出願数件数の把握</caption><tr><th>年度</th><th>件数</th></tr><tr><td>H29</td><td>3</td></tr><tr><td>H30</td><td>1</td></tr><tr><td>R1</td><td>8</td></tr><tr><td>R2</td><td>6</td></tr><tr><td>R3</td><td>14</td></tr><tr><td>R4</td><td>18</td></tr><tr><td>R5</td><td>20</td></tr></table>	年度	件数	H29	3	H30	1	R1	8	R2	6	R3	14	R4	18	R5	20	
年度	件数																			
H29	3																			
H30	1																			
R1	8																			
R2	6																			
R3	14																			
R4	18																			
R5	20																			

			把握した技術開発成果（知財）は、令和3年度からの新技術説明会（科学技術振興機構（JST）との共催）での紹介を始め、令和5年度には、研究成果の社会実装を目指し、循環型経済・サステイナブル経営の実現を目指す企業関係者との商談会である「サーキュラーエコノミーEXPO」に新たに出展するなど、研究者と企業とのマッチングを進めた。さらに、（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）の「競争的研究費による研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（iNat 事業）」に申請し、令和6年度より知財戦略プロデューサーによる社会実装を見据えた知財戦略策定等の支援が決定した。 SIP においては、令和5年度の8月より研究開発が始まり、令和5年度に研究機関から出願された知的財産出願件数は4件であった。 また、SIP では、知的財産について、知財委員会による管理が求められているため、知財委員会のメンバーとして有識者（弁理士）を知財委員会の委員に加えた。さらに、SIP 内の研究テーマ間連携を促進するため、SIP 参画機関全体での「知財及びデータの取り扱いについての合意書」を作成し、合意書締結に向けた手続きを進めた。 ③ 追跡評価結果等の収集及びその活用 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。 なお、第4期中期計画期間中の追跡評価の調査対象207課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む。））は138件であった。 環境政策への反映の一例として、「生物多様性国家戦略2023-2030」（令和5年3月31日閣議決定）において、戦略的研究開発 S-15 で開発した将来シナリオが示されており、本研究での予測評価の成果を踏まえて、国家戦略の見直しが行われた。  ④ P OのKO会合・AD会合の参加及び研究支援の充実 研究者が主催するKO会合、AD会合について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、Web 会議システムで開催されたものも含め、P Oは全てのKO会合、AD会合に参加した。 革新型研究開発（若手枠）の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についてもP Oから指導・助言するなどきめ細かく対応することで研究管理を充実させた。		○ 令和5年度の SIP においては、8月8日の SIP プログラム統括チームヒアリング及び8月21日の SIP 評価委員会において、SIP プログラムの進捗状況、予算執行状況等の報告を行った。併せて、欧州委員会が令和5年7月に欧州議会及び理事会に提案した ELV 規則案への対応が急務と認められ、高品質再生材の安定供給に向けた取組に係る追加予算要望が「S」評価を獲得し、要望額満額の2.9億円の追加予算措置が認められた。 令和5年度の課題評価に向けては、12月2日、4日で全13課題に対してピアレビューを実施し、PDによる自己点検報告書とピアレビュー報告書に基づき、1月18日にプログラム統括チーム、2月5日にガバニングボードによる評価を受けた。令和5年度の評価としては総合評点117点で「A」評価を獲得し、令和6年度予算として15.2億円が認められた。 （4）SIP と環境施策の連携 ○ SIP の研究成果を環境施策への反映に向けては、SIP の研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）について、環境省から内閣府に対して令和5年度予算配分の提案がなされるよう働きかけた結果、SIP における取組の海外展開についてBRIDGEで連携して取り組むことに繋がった。 また、12月21日付のガバニングボードにおいて、「諸外国での金属・自然資源等の再生資源の調達等に向けた国際ルールへの対応と海外調査」に係るBRIDGE の補正予算が承認された。本補正予算は、SIP/BRIDGE において実施中の課題から派生し、社会実装に向けて、世界的な市場獲得競争、ルール形成への対応が急務となっている課題に取り組むものであり、ASEAN 地域等への循環産業の進出やASEAN 地域等からの自然資本系資材を調達している企業の TNFD 開示を通じた企業価値向上に係るFSを実施した。 さらに、SIP から ELV 規則案対応の情報提供、働きかけがきっかけとなり、環境省が令和5年度の補正予算において「自動車リサイクルにおける再生材利
（推進費に係る指標） （b3）他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成29年度委員会出席実績：なし）	③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、推進費の研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。	（推進費に係る指標） 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成29年度委員会出席実績：なし）			
（推進費に係る指標） （b4）プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合への参加課題数等（平成29年度実績：全課題参加）	④推進費の各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、PO体制の強化、役割の見直し等により、POによる研究支援を強化、充実する。	（推進費に係る指標） プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合への参加課題数等（平成29年度実績：全課題参加）			

</					

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

	開催数 （推進費に係る指標） （d2）実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成29年度実績：50 課題） （SIPに係る指標） （d2）実地検査を実施した研究課題数	② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低1回は行う。	（推進費に係る指標） 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題） （SIPに係る指標） 実地検査を実施した研究課題数 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	SIP においては、研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール及び研究公正のための説明動画をYouTube に関係者限定で掲載し、いつでも閲覧可能とした。また、研究公正に関する内容は推進費とSIP で同一であることから、推進費で主催する説明会の場を活用するなど部内で連携することで省力化を図った。 ②実地検査の実施 研究機関における適正な研究費の執行の確認及び指導のための実地検査を、毎年度策定する実地検査計画に基づき実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言及び蔓延防止等重点措置が発せられ、実地による検査ができない場合においては、代替措置として書面を取り寄せた書面検査を実施し、これらにより実地検査計画に基づいた検査を滞りなく完了した（5年間で101機関307課題を実施）。なお、研究機関から報告を受けた研究費の不正使用が認められた事案については、「研究活動における不正行為等への対応に関する規程」に基づき、迅速に措置検討委員会を開催し不正を行った者に対する処分（環境研究総合推進費への申請等資格の制限等）を行った。また、研究機関に対しても、報告のあった研究活動の不正行為等防止のための改善措置を着実に実施するよう要請するとともに、研究費の返還請求を行った。 SIP では、実地検査は研究期間における適正な研究費の執行確認を目的に2年目以降の課題を対象に実施する予定であり、本中期目標期間においては実施しない。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7－2	推進費の公募、審査・評価及び配分事務		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、困難度	<難易度：高> 応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 2 割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9－3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	<評価指標>														
	高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中５年間の水準以上を確保	—	第３期中期目標期間中５年間の実績平均値：261 件／年	328	303	327	319	332							
	革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32 件以上／年	業務移管前２年間の実績平均値：27 件／年	53	54	51	60	52							
	<関連した指標>														
	外部有識者委員会の開催回数	—	平成 29 年度実績：３回／年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各 2 回／年	委員会 3 回／研究部会 11 回（領域毎の研究部会各 2 回／年）※	委員会 3 回／研究部会 13 回（領域毎の研究部会各 2 回／年）※	委員会 4 回／研究部会 19 回	委員会 3 回／研究部会 17 回	委員会 3 回／研究部会 17 回							
	新規課題説明会の開催回数	—	平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回／年	1 回	0 回 資料の HP 掲載により周知	1 回	1 回	2 回							
	早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等	—	平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日	5/31	6/11	6/14	6/14	6/13							
									予算額（千円）	5,687,259	5,606,615	5,364,933	5,434,579	6,456,658	
									決算額（千円）	5,448,554	5,406,445	5,285,217	5,349,862	6,679,081	
									経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001	5,321,520	5,254,630	6,473,933	
									経常利益（千円）	21,185	53,545	139,049	239,459	83,448	
									行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001	5,331,988	5,254,630	6,473,933	
									従事人員数	10	10	10	10	23	

	手続の完了日													
--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
注2）上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※各3回/年を予定していたが、コロナウイルス感染症対策により延期したため各2回/年となったもの。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																					
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)													
	(2) 推進費の公募、審査・評価及び配分業務 (A)高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保（前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件／年） <定量的な目標水準の考え方> (a)応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。 (B)革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上／年（業務移管前2年間の実績平均値：27件／年）	(2) 推進費の公募、審査・評価及び配分業務 (A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。 ① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。 ② 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。 (B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。	主な定量的指標> 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保（前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件／年） 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上／年（業務移管前2年間の実績平均値：27件／年）	<主要な業務実績> (A) 第3期中期目標期間中5年間の応募件数（実績平均値：261件以上）の水準以上を確保 環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、毎年、政策ニーズに対応した公募区分の見直し（カーボンニュートラル課題、ミディアムファンディング枠、若手枠300万枠の新設）を行い、新規課題を公募した結果、毎年300件（戦略研究プロジェクトを除く）を超える申請があり、第3期中期目標期間中5年間の実績平均値（261件）を上回った。 (表) 新規課題公募申請件数の推移 <table><tr><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>53件</td><td>54件</td><td>51件</td><td>60件</td><td>52件</td></tr></table> ①効果的な広報展開 毎年、推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた「推進費パンフレット」を制作し、各研究機関、大学等に配布した。 公募説明会は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、オンラインでの開催や公募に関するオンライン個別相談会を新たに開設した。また、行政ニーズへの対応の強化を図るため、環境省担当課室の担当官が行政ニーズを説明する機会を新たに設けた。更にはホームページにおいて、公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。公募説明会の参加者はオンラインの導入等により大幅に増加しており、多くの研究者、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）の参加が得られた（H30：公募説明会205名⇒R5：公募説明会509名、個別相談会：32件、動画視聴回数234回）。 ② 広報の早期化 毎年、公募の基本方針が決定した直後の7月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けたとともに、通年で公募の相談が受けられるようオンライン個別公募説明会を開設した。 (B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上/年確保 革新型研究開発（若手枠）は毎年50件を超える申請があり、第4期中期計画に掲げる目標（32件）を大きく上回った。	R1	R2	R3	R4	R5	53件	54件	51件	60件	52件	<自己評価> 評定： A 平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管されて以降、研究内容の「質」を確保するため、採択課題の裾野となる公募の応募件数の拡大や、若手研究者の応募件数の拡大といった、「量」を確保する取組を継続して行い、中期計画の所期の目標を上回る成果が得られたことから、自己評価をAとした。 具体的には、次のとおり。 (1) 公募の応募件数 「質」の高い研究を確保するため、推進費の応募件数の増加につながる取組として、公募説明会を各地で開催するとともに、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかにあっても、オンラインによる説明会を開催した。 また、応募を検討している研究者を対象に、プログラムオフィサー（PO）による個別相談会を開催するなどきめ細やかな支援を継続して行った。 さらに技術開発分野だけではなく、人文・社会科学分野など多様な研究を採択できる仕組みづくりとして、公募区分の新設を行うなどの取組を積極的に行った結果、前中期目標期間の実績（平均値261件）を上回る応募件数332件；27％増）を確保することができた（令和5年度実績）。 (2) 若手研究者の応募件数・育成 若手研究者からの応募について、人文・社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成支援及び活躍促進を一層図るため、革新型研究開発（若手枠）に新たに300万円以内の申請枠を設けるなどの見直しを行った結果、目標を上回る52件（中期計画目標値32件以上／年に対し62％増）の応募を獲得することができた（令和5年度実績）。	<table><tr><td>評定</td><td>A</td></tr></table> <評定に至った理由> 平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管され、この第4期中期目標期間（R1～R5）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務をERCA内で滞りなく実施した。 業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。 高い研究レベルを確保するため目標としていた応募件数については、移管前に比べて増加傾向であり、令和4年度実績では、前中期目標期間の実績（平均値261件）を上回る応募件数319件；22％増）を達成した。 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を見ると、目標を大きく上回る60件（目標値32件以上に対し88％増）を達成した。 これらの実績は、ミディアムファンディング枠、若手枠（300万枠）の新設等の公募区分の見直し、オンライン導入等による広範かつ効果的な広報の実施等の取組の結果として得られたもので、高く評価できる。 また、予算の弾力的な執行による利便性の向上について、環境省で実施する追跡調査等において、使い勝手が良くなった等の意見が見られ、ERCA移管による改善効果が示されている。 新型コロナウイルス感染症の流行する中にも関わらず、移管前に比して業務が改善され、当初目標を上回る成果を上げていることから、見込評価は「A」とする。 <今後の課題> 環境政策貢献型の競争的研究費として、ニーズ主導によるイノベーションの創出が期待できる研究課題が確保されるよう、環境省と連携をしながら、引き続き、必要に応じた改善を図りつつ適正かつ着実に業務を遂行することを期待する。 <その他事項> なし。	評定	A	<table><tr><td>評定</td><td>A</td></tr></table> <評定に至った理由> 平成28年度に環境省からERCAに環境研究総合推進費が業務移管され、この第4期中期目標期間（R1～R5）において、公募、採択、契約、進捗管理、評価等の資金配分に係る一連の業務をERCA内で滞りなく実施した。 業務を単に引き継いで実施するだけでなく、実績上で大きな改善が見られる。 高い研究レベルを確保するため目標としていた応募件数については、移管前に比べて増加傾向であり、令和5年度実績では、前中期目標期間の実績（平均値261件）を上回る応募件数332件；27％増）を達成した。 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を見ると目標値32件以上に対し、第4期中期目標期間（R1～R5）の年度とも、目標を大きく上回る実績（平均54件、69％増）を達成した。 これらの実績は、ミディアムファンディング枠、若手枠（300万枠）の新設等の公募区分の見直し、オンライン導入等による広範かつ効果的な広報の実施等の取組の結果として得られたもので、高く評価できる。 また、予算の弾力的な執行による利便性の向上について、環境省で実施する追跡調査等において、使い勝手が良くなった等の意見が見られ、ERCA移管による改善効果が示されている。 新型コロナウイルス感染症の流行する中にも関わらず、移管前に比して業務が改善され、当初目標を上回る成果を上げていることから、評価は「A」とする。 <今後の課題> 環境政策貢献型の競争的研究費として、ニーズ主導によるイノベーションの創出が期待できる研究課題が確保されるよう、環境省と連携をしながら、また、新たな「環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和6年8月環境大臣決定）」で示された推進費の効果的な実践に係わる事項も踏まえて、引き続き、必要に応じた改善を図りつつ適正かつ着実に業務を遂行することを期待する。 <その他事項> なし。	評定	A
R1	R2	R3	R4	R5																	
53件	54件	51件	60件	52件																	
評定	A																				
評定	A																				

	< 定量的な目標水準の考え方> (b) 政府方針において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では(a)のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。	① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。 ② 新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。		① 若手研究者による研究採択枠の確保 若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）については毎年、第3期中期目標期間の採択枠（平成30～31年度新規課題の平均）を上回る規模に拡大し、公募を行った。また、令和3年度より、若手研究者のキャリア形成に係る多様なニーズに応えるため、若手枠の要件を年齢だけでなく、博士課程取得後の年数やライフイベント（出産・育児等）を考慮した要件を加え、より応募しやすい環境を整備した。また、令和4年度からは新たに300万円/年の申請枠を設定し、多様な分野・規模の研究が採択できる仕組みを導入した。 また、令和5年度に実施した「革新型研究開発（若手枠）に関するアンケート調査」では、競争的研究費への応募に当たって、申請手続き及び研究実施中の事務手続きの簡易さを重視していることが示唆されたことから、革新型研究開発（若手枠）の申請様式、成果報告書様式等の見直しを行い、若手研究者の負担軽減策を導入した。 ② 若手研究者の育成支援 若手枠の300万円枠の新設や、推進費により雇用された若手研究者が研究に従事するエフォートの20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度を導入し、公募説明会等で積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、POによる研究計画書の作成や研究マネジメント等の講習を実施した。また、若手研究者から半期ごとに提出されるレポート（半期報）で報告された研究実施上の課題や問題点などについてPOが指導・支援し、必要に応じてサイトビジットを行った。	また、民間企業の研究者で社会人後に博士号を取得するなど、多様なキャリア形成に対応するため、若手枠の要件を年齢だけでなく、博士号取得後の経過年数や出産や育児などのライフイベントを考慮した要件を新たに加え、より研究者が応募しやすい環境を整備した。 若手研究者に対しては、半期毎に研究進捗に応じてPOが助言を行う等きめ細かな支援を行った結果、若手枠課題（12課題）の事後評価では、上位2段階（S、A評価）の比率は、100%と高い評価を得ることができた（令和5年度実績）。	
	(c) 研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	(c) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。	研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施	(c) 透明で公正な審査・評価の実施	（以下、評価理由に掲げた事項の詳細） （1）公募の応募件数 ○ 公募説明会は、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかにあってもオンラインで開催するとともに、説明会に参加できない方には動画を公開することで、従前の対面での説明会と比べ、多くの研究者、URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）の参加を得ることができた（H30：公募説明会205名⇒R5：公募説明会509名、個別相談会：32件、動画視聴回数234回）。 ○ 研究者が申請に十分な準備期間を確保することができるよう、公募開始の2カ月前から、公募の概要を周知し、さらに、応募を検討している研究者を対象に、POによる個別相談会をオンラインで実施した。	
	< 関連した指標> (c1) 外部有識者委員会の開催回数（平成29年度実績：3回/年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各2回/年）	① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。 ② 外部有識者により構成される推進委員会において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。	外部有識者委員会の開催回数（平成29年度実績：3回/年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各2回/年）	①環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営 新規課題の公募方針、公募要領、中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を開催するとともに、新規課題公募、中間・事後評価のヒアリング審査を行うため、各研究部会を開催し、業務を適切に運営した。 ② 公正な審査・評価の実施 新規課題公募の採択審査を公正に実施するため、問題発見から課題抽出、解決方法を検討するためのPOと職員によるプロジェクトチームを設置し、職制の異なる人からの総合知を集め、以下のとおり、審査の高度化を図った。 ア．研究を適切に評価するための体制整備 新しく設定した公募区分（技術開発の実証・実用化フェーズの課題、地域の気候変動適応課題、カーボンニュートラル課題、ミディアムファンディング枠、若手枠B等）の研究課題の審査に当たって、評価基準の策定や審査専門部会を新設するなど、公募区分の特性に応じた評価体制を構築した。 イ．評価体制の強化 多様な分野の研究の評価、研究費の細分化による申請件数増加に対応するため、評価委員を大幅に増員し、審査の高度化及び評価委員全体の負担軽減を図った。 ウ．公募対象外要件に関する該否審査及び周知の徹底	（2）若手研究者の応募件数・育成 ○ 若手枠について、民間企業の研究者で社会人後に博士号を取得するなど、多様なキャリア形成に対応するため、若手枠の要件を年齢だけでなく、博士号取得後の経過年数や、出産や育児などのライフイベントを考慮した内容を新たに加え、より研究者が応募しやすい環境を整備するとともに、令和4年度からは、それまでの600万円/年の申請枠の他、300万円/年の申請	

	(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 ＜関連した指標＞ (d1) 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年） (d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日）	(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。 ① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。 ② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。	予算の弾力的な執行による利便性の向上 新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年） 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日（平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	他府省や環境省の他の事業との重複を避けるため、プレ審査の実施方法を見直したほか、公募対象外要件の公募要領への明確な記載や申請書に公募対象外要件に該当していない旨のチェックボックスを設けるなどの工夫を行った。 エ. 採点結果の統計処理手法の見直し・採点基準の明確化 統計処理による偏りの補正を改善するため、複数の統計処理手法を用いてシミュレーションを行い、安定した補正結果が得られる統計処理手法（偏差平均法）を導入した。また、採点基準に定性的な説明文を付与し、全評価委員において統一的な認識が図れるよう、見直しを行った。 また、審査業務において新たに RPA（Robotic Process Automation）を導入し、ファイル分割、フォルダ作成、名称変更等の操作手順を自動化するなど、審査業務の効率化を図った。 (D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上 ①予算の弾力的執行と利便性の向上 研究をより効果的・効率的に推進できるよう、同一のサブテーマにおいて研究分担者が複数の研究機関から参画できるよう研究実施体制の見直しや、研究代表者が産休・育休などのライフイベントで一時的に研究を停止せざるを得ない場合に、研究期間の延長を認める措置を講じた。また、P I 人件費制度、バイアウト制度を新たに導入するなど、競争的研究費の共通使用ルールに対し迅速に対応した。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、委託研究契約等に基づき研究機関等から提出される会計実績報告書の期限延長や、研究計画の一部が実施できず、想定した研究成果を上げることが困難な場合においては、研究期間の延長及び研究費の繰越しを認める措置を講じた。 新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究公正も含めた研究費使用ルールの周知徹底を図った。 ②契約事務等の早期化による研究費の早期執行 研究計画書又は交付申請書を受領後、2 か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図ることとしている。新型コロナウイルス感染拡大の影響により出勤制限のある中においても、極端に遅れることなく契約書等を発送した。また、研究費についても、相手方の事情により手続きができなかったものを除き、期日どおりに支払いを完了した。	枠を新設し、人文・社会科学分野を含む多様な分野・規模の研究が採択できる仕組みを導入した。 その結果、若手枠への申請件数は前期中期目標期間の実績（平均値 32 件）を上回る実績（中期目標期間における平均値 54 件）を確保することができた。 ○ ミディアムファンディング枠、若手枠など申請枠の増設に対応するため、事前・中間・事後評価に係る評価委員の増員や、専門部会を新たに設置するなど体制の強化を図るとともに、採点方法について、それまでの統計処理における偏りを改善するため、統計処理の専門家を交えてシミュレーションを行い、新たな統計処理方法（偏差平均法）を導入することで、公正・公平な採択の確保に努めた。 ○ 審査業務において新たに RPA（Robotic Process Automation）を導入し、ファイル分割、フォルダ作成、名称変更等の操作手順を自動化するなど、審査業務の効率化を図った。 ＜課題と対応＞ ○ 環境政策貢献型の競争的研究費として、行政ニーズに沿った研究課題が確保されるよう、公募要領等において環境省の他の研究開発資金等との棲み分けを明確にしつつ、研究者が行政ニーズに関する認識を一層深めることができるよう、公募前から個別相談会を通じて周知していくほか、公募期間、事前審査の段階において研究者に確認を求めていく。 ○ また、研究者のダイバーシティを推進するため、若手研究者や女性研究者の参画をより一層後押しするための仕組みの検討や、多様性を考慮した審査体制を構築する等の検討を行う。	
--	---	---	---	---	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1	経費の効率化		
当該項目の重要度、困難度	－	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費	▲8.125%以上	平成 30 年度予算	▲17.1%	▲23.8%	▲11.7%	▲25.3%	▲ 24.3%	除く人件費、効率化除外経費等
	業務経費	▲5%以上	平成 30 年度予算	▲12.2%	▲23.9%	▲19.0%	▲18.8%	▲ 17.2%	除く人件費、効率化除外経費等

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(1) 経費の効率化 ①一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行うこと。 ②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経	(1) 経費の効率化 ① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。） ② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業	<主な定量的指標> 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行うこと。 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的研究費及び効率が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健	<主要な業務実績> ①一般管理費 i）一般管理費については、中期計画の削減目標（▲8.125%以上）を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和５年度実績額（68百万円）は第３期中期目標の最終年度（平成 30 年度）比で▲24.3%となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。 ② 業務経費 i）業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的研究費、石綿健康被害	<自己評価> 評定：B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をＢとした。 ○ 中期目標、中期計画策定時に削減率や対象経費について検討を行い、削減目標を定めている。 ○ 第４期中期計画においては、 ・ 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125%以上の削減を行うこと。 ・ 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連	評定	B	評定	B
						<評定に至った理由> 一般管理費及び業務経費について、中期計画の削減目標を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど取組を着実かつ適正に実施しており、中期目標に定めている削減目標の達成が見込まれる。 以上のことから、「B」評価とした。 <今後の課題> 業務が着実かつ適正に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き着実かつ適正に業務に取り組む。 <その他事項> 特になし。		<評定に至った理由> 一般管理費及び業務経費について、中期計画の削減目標を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど取組を着実かつ適正に実施しており、中期目標に定めている削減目標の達成が見込まれる。 以上のことから、「B」評価とした。 <今後の課題> 業務が着実かつ適正に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き着実かつ適正に業務に取り組む。 <その他事項> 特になし。	

	費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜定量的な目標水準の考え方＞ これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。	務、システム関連経費及び競争的研究費等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等）の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）	康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行うこと。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ① 一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。 ② 業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。	救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、中期計画の削減目標（▲５％以上）を達成すべく、各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成した。 その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和５年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成３０年度）比で▲１７．２％（公健▲１６．６％、石綿▲１２．６％、研究▲２１．５％、基金▲１７．３％）となり、目標を上回る水準を達成した。 ii）業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。	経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で５％以上の削減を各勘定で行うこととされており、削減目標の達成のため、経費の削減を図っているところである。 ① 一般管理費 i）一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和５年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成３０年度）比で▲２４．３％となり、目標を上回る水準を達成した。第５期中期計画期間においても引き続き削減を行っていく。 ii）年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。第５期中期計画期間においても引き続き実施していく。 ② 業務経費 i）業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務の効率化に努めた結果、令和５年度実績額は、第３期中期目標の最終年度（平成３０年度）比で▲１７．２％（公健▲１６．６％、石綿▲１２．６％、研究▲２１．５％、基金▲１７．３％）となり、目標を上回る水準を達成した。第５期中期計画期間においても引き続き削減を行っていく。 ii）業務経費については、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。第５期中期計画期間においても引き続き実施していく。	
--	--	---	---	--	--	--

					<課題と対応> ○ 一般管理費及び業務経費と もに、第5期中期計画期間に おいても適切な予算執行に努 め、予算の執行状況について 四半期毎に理事会に報告す る。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅱ－2		給与水準等の適正化							
当該項目の重要度、困難度		－			関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー		8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	<関連した指標>								
	対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）	－	－	令和元年6月末公表値：105.9	令和2年6月末公表値：105.4	令和3年6月末公表値：107.9	令和4年6月末公表値：105.9	令和5年6月末公表値：105.2	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(2) 給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 ＜関連した指標＞ 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。	(2) 給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	＜主な定量的指標＞ 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ・給与水準が適正かどうか。 ・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法	＜主要な業務実績＞ 各年度、給与水準及び検証結果等について機構ホームページ上に公表した。 各年度の主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「適切な水準」であるとの評価を受けた。	＜自己評価＞ 評定：B 役職員給与の在り方について厳格に検証し、主務大臣に説明を行い、「適切な水準」との評価を受けた。また、国のガイドラインに基づき公表したことから、第4期中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。 ＜課題と対応＞ 給与水準については、透明性向上や説明責任が重要であることから、引き続き適正化に取り組むとともに、給与水準の検証を行い、結果については適切に公表する。	評定	B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 給与水準について、機構及び主務大臣において検証を行っており、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が若干高いものの、大卒以上の職員や管理職が占める割合等が国と比べて高いこと等を鑑みると、適切な水準であると考え。 役員報酬について、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、業務実績評価結果がB評価であることを鑑みると、適切な水準であると考え。 なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 また、令和5年度人事院勧告を踏まえ、次年度以降の課題として、係長職から課長職における成果主義の給与体系への移行の検討が必要。 ＜その他事項＞ 特になし。		＜評定に至った理由＞ 給与水準について、機構及び主務大臣において検証を行っており、対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案）が若干高いものの、大卒以上の職員や管理職が占める割合等が国と比べて高いこと等を鑑みると、適切な水準であると考え。 役員報酬について、法人における自己検証（国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等）に加え、業務実績評価結果がB評価であることを鑑みると、適切な水準であると考え。 なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 また、令和5年度人事院勧告を踏まえ、次年度以降の課題として、係長職から課長職における成果主義の給与体系への移行の検討が必要。 ＜その他事項＞ 特になし。	

			等について（ガイドライン）」 等に基づき公表しているか。				
--	--	--	---------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
Ⅱ－3		調達の合理化												
当該項目の重要度、困難度		－				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー				8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備				

(単位：件、百万円)

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
① 調達等合理化計画の実施状況														令和元年度～令和５年度の 累計件数／金額
競争性のある契約	－	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	(70.0%) 35	(92.1%) 913	(73.8%) 31	(89.1%) 465	(66.7%) 26	(96.3%) 1,794	150 件／4,438 百万円
うち競争入札等	－	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	(52.0%) 26	(46.3%) 459	(64.3%) 27	(38.1%) 199	(56.4%) 22	(89.6%) 1,669	122 件／3,237 百万円
うち企画競争・公募	－	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	(18.0%) 9	(45.8%) 454	(9.5%) 4	(51.0%) 266	(10.3%) 4	(6.7%) 125	28 件／1,201 百万円
競争性のない随意契約	－	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	(30.0%) 15	(7.9%) 78	(26.2%) 11	(10.9%) 57	(33.3%) 13	(3.7%) 69	59 件／394 百万円
合計	－	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	(100.0%) 50	(100.0%) 991	(100.0%) 42	(100.0%) 522	(100.0%) 39	(100.0%) 1,863	209 件／4,832 百万円
②一者応札・応募の状況														
２者以上	－	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715	(81.8%) 18	(80.7%) 295	(74.3%) 26	(60.2%) 550	(83.9%) 26	(84.8%) 394	(76.9%) 20	(92.5%) 1,659	120 件／3,613 百万円
１者	－	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186	(18.2%) 4	(19.3%) 71	(25.7%) 9	(39.8%) 363	(16.1%) 5	(15.2%) 71	(23.1%) 6	(7.5%) 135	30 件／826 百万円
合計	－	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900	(100.0%) 22	(100.0%) 366	(100.0%) 35	(100.0%) 913	(100.0%) 31	(100.0%) 465	(100.0%) 26	(100.0%) 1,794	150 件／4,438 百万円

(注１) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注２) 各年度の上段（ ）書きは、各項目の合計に対する構成比である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	(3) 調達合理化	(3) 調達の合理化	<主な定量的指標> 競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。 <その他の指標> — <評価の視点> ・調達の合理化 入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。	<主要な業務実績> ① 調達の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、各年度において調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。 i) 随意契約の状況 令和元年度から令和5年度までにおいて、契約件数 209 件、契約金額 約 4,832 百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 59 件、約 394 百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）として調達を実施した。 ii) 一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。 （ア）公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。 （イ）契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 （ウ）調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。（メールマガジン登録者数 432 者：令和6年3月末時点） iii) 入札参加機会拡大のための取組み （ア）環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。 （イ）発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情	<自己評価> 評価：B 以下により、中期計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。 ① 調達の競争性・透明性の確保 令和元年度から令和5年度までに締結した契約 209 件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 59 件を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付した。 ② 調達等合理化の取組の推進 競争性のない随意契約 59 件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 また、各年度に契約監視委員会を開催し、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、策定・公表を行っている。また、令和元年度から令和5年度までに締結した競争性のある契約については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されていると考えられる。 以上のことから、「B」評価とした。	評価 B	評価 B	<評定に至った理由> 各年度に締結した契約において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められ場合を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付している。また、競争性のない随意契約については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行っているなど、十分に調達の競争性・透明性の確保がなされていると考えられる。 各年度に契約監視委員会を開催し、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、策定・公表を行っている。また、令和元年度から令和5年度までに締結した競争性のある契約については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されていると考えられる。 以上のことから、「B」評価とした。
	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。 <関連した指標> 競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価等。	① 調達の競争性・透明性の確保 機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。 また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。		i) 随意契約の状況 令和元年度から令和5年度までにおいて、契約件数 209 件、契約金額 約 4,832 百万円の契約を行ったが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 59 件、約 394 百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）として調達を実施した。 ii) 一者応札・応募に関する改善 一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため、下記取組を実施した。 （ア）公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。 （イ）契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。 （ウ）調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。（メールマガジン登録者数 432 者：令和6年3月末時点） iii) 入札参加機会拡大のための取組み （ア）環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。 （イ）発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情	<自己評価> 評価：B 以下により、中期計画に基づく取り組みを着実かつ適正に実施したため、自己評価を B とした。 ① 調達の競争性・透明性の確保 令和元年度から令和5年度までに締結した契約 209 件において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められた 59 件を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付した。 ② 調達等合理化の取組の推進 競争性のない随意契約 59 件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 また、各年度に契約監視委員会を開催し、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、策定・公表を行っている。また、令和元年度から令和5年度までに締結した競争性のある契約については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されていると考えられる。 以上のことから、「B」評価とした。	評価 B	評価 B	<評定に至った理由> 各年度に締結した契約において、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められ場合を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む。）に付している。また、競争性のない随意契約については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行っているなど、十分に調達の競争性・透明性の確保がなされていると考えられる。 各年度に契約監視委員会を開催し、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、策定・公表を行っている。また、令和元年度から令和5年度までに締結した競争性のある契約については、調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行うなど、調達等合理化の取組の推進についても適切に実施されていると考えられる。 以上のことから、「B」評価とした。
					<課題と対応> ○ 推進体制の見直し 審査の効率性を図るため、契約手続審査委員会の一層の見直しを図る。 ○ 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、	<今後の課題> 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。	<今後の課題> 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。	<その他事項> 特になし。

		② 調達等合理化の取組の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。 i) 調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。	報の入手経路や入札参加状況等を把握し、入札参加機会の拡大を図った。 iv) 効率的かつ効果的な調達 機構内で共通するコピー用紙、仕切紙及び消耗品について、スケールメリットの観点から一括調達を実施した。また、機構が契約していた複数の外部倉庫について、費用の確認・比較検討を踏まえて、適正かつ効率的な管理一元化のため一括調達を実施した。 v) 新型コロナウイルス感染症等への対応 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に変更となった以降も、一般競争入札等における入札書の郵送による受付、入札説明書等の資料の交付をメール送信とすること、提案書等に係るヒアリングへの参加をオンラインでも可能とするなど、これまでの対面による調達事務についての新型コロナウイルス感染症等への対応を実施した。 ② 調達等合理化の取組の推進 i) 随意契約に関する内部統制の確立 ○ 該当事案に係る審査の厳格化 令和元年度から令和 5 年度までにおける競争性のない随意契約 59 件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。【契約手続審査委員会による審査の件数:59 件（全件）】	契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切な PDCA サイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。 また、内部向け契約事務マニュアルの改訂等も踏まえ、今後も引き続き、不祥事発生の未然防止に取り組んでいく。	
--	--	--	--	---	--

		ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。		ii) 契約に係る審査体制の活用 (ア) 機構内における審査体制 a. 契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随意契約の基準金額を超える支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、令和元年度から令和5年度までに、本委員会150回、分科会64回を開催し、計246案件の審査を実施した。 また、一般競争入札（総合評価落札方式）及び企画競争の評価・採点結果に係る審議を「持回り審議」から「メール審議」に変更することで事務の効率化を図り、委員会の構成等を変更することで調達事務の効率化と同時に事務負担の軽減を図った。 b. その他の審査等 ・少額随意契約案件の審査 - 少額随意案件（少額随意契約の基準金額以下）は、財務部において全件審査を実施した。 ・1,000万円以上の予定価格の設定 1,000万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務部担当理事の審査を実施している。 ・契約の公表 - 競争入札及び随意契約（少額随意契約の基準金額を超えるもの）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。 (イ) 契約監視委員会による審査 令和元年度から令和5年度までに、競争性のない随意契約59件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。 また、各年度に開催した契約監視委員会において、契約の状況に係る報告及び「調達等合理化計画実績及び自己評価」、「調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。		
--	--	---	--	--	--	--

				iii) 不祥事の発生の未然防止等のための取組 機構職員に対し契約事務研修を各年度に実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めた。環境省及び公正取引委員会から講師を招き国の会計制度・契約制度等や官製談合防止法等に関する研修機会や新たに採用された機構職員に対して契約事務に関する研修機会を設けた。 また、電子帳簿保存法等への対応として、文書管理規程における保存年数をはじめとして関連規定の一部を見直すとともに、これに係る説明会を実施した。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－4	情報システムの整備・管理		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	<関連した指標>								
	PMOの設置及び支援実績	—	—	—	—	—	令和４年度 12 月に設置し、関連規程を令和５年度 3 月に整備した。 支援実績：計 8 件 ※令和４年度構築、令和５年度稼働開始案件を含む。	支援実績：10 件 ※令和５年度構築、令和６年度稼働開始案件を含む。	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(４) 情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 ＜関連した指標＞ PMO の設置及び支援実績	(４) 情報システムの整備・管理 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	＜主な定量的指標＞ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 PMO の設置及び支援実績 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ 情報システムの整備及び管理が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ １．デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、下記対応を実施した。 ・中期目標の変更案を策定(令和４年 5 月) ・PMO 設置等の体制整備方針案を情報セキュリティ委員会に諮り承認(令和４年 12 月) ・体制整備方針案を基に規程等改正を実施(令和５年 3 月) ２．第４期では、以下の情報システムを整備、更改及び改修しており、所管部門に加え PMO もプロジェクトに参画し、支援した。 【整備(新規構築)案件】(令和４年度) ・文書管理システム(総務部) ※令和５年 1 月稼働開始済。	＜自己評価＞ 評価：B デジタル庁の方針を踏まえ、速やかに PMO の体制構築を行い、各部が所管する情報システム整備案件、更改案件を支援した。 これにより各情報システムを効率的、効果的に整備するとともに、機能をスリム化するなど合理化を図った。また、次期基幹 LAN システムにおいては、多様な働き方に対応できる仕様としており、今後の効率的な業務遂行が期待できることから自己評価を B とした。 ＜課題と対応＞ 組織として、より精緻な情報システム投資計画を立てられるようにするため、予算要求前の情報システム企画書(情報システムを調達する際に目的や費用対効果等を記載する内部様式)の	評定	B	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 令和４年度の目標、計画変更に基づき、令和５年 3 月に PMO 設置等の体制整備の根拠となる規程等の新設及び改正を実施し、整備(新規構築)・更改案件について支援を行い、各部における新規構築、更改に係る各プロジェクトを円滑かつ効率的に推進している。 また、従前より 1 者の運用保守に依存していた地球環境基金システムについて、従来の整備方針を見直し、ローコードツールを活用した整備方針にしたことで、システムの内製化を図るとともに、多くの業者に入札の参入機会を与えた。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。		＜評定に至った理由＞ デジタル庁の方針を踏まえ、速やかに PMO の体制構築を行い、各部が所管する情報システム整備案件、更改案件を支援した。 これにより各情報システムを効率的、効果的に整備するとともに、機能をスリム化するなど合理化を図った。また、次期基幹 LAN システムにおいては、多様な働き方に対応できる仕様としており、今後の効率的な業務遂行が期待できる。 以上のことから、「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 業務は適正かつ着実に実施されていることから、今後も必要に応じ改善等を図りながら、引き続き適正かつ着実に業務に取り組む。 ＜その他事項＞ 特になし。	

			・地球環境基金助成金申請システム（地球環境基金部）※令和4年11月稼働開始済。 （令和5年度） ・人事管理システム（総務部）※令和6年8月稼働開始予定。 ・公害健康被害予防事業研修等の実施に係る LMS（予防事業部、熱中症対策プロジェクトグループ）※令和6年9月稼働開始予定。 【更改・改修案件】 （令和4年度） ・勤怠管理システム（総務部）※令和5年7月稼働開始済。 ・経理システム、債権管理システム（財務部）※令和4年11月稼働開始済。 ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和5年1月稼働開始済。 ・地球環境基金管理システム（地球環境基金部）※令和6年1月稼働開始済。 ・維持管理積立金システム（地球環境基金部）※令和5年3月稼働開始済。 ・石綿健康被害救済認定・給付システム（石綿健康被害救済部）※令和4年12月稼働開始済。 （令和5年度） ・給与システム（総務部）※令和6年3月稼働開始済。 ・機構ウェブサイト（総務部）※令和6年4月稼働開始予定。 ・例規システム（総務部）※令和6年4月稼働開始予定。 ・基幹 LAN システム（総務部）※令和6年12月稼働開始予定。 ・汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）※令和6年12月稼働開始予定。 ・ぜん息・COPD 電話・メール相談システム（予防事業部）※令和6年4月稼働開始予定。 ・地球環境基金助成金申請システム（地球環境基金部）※令和6年4月稼働開始予定。 ・研究情報管理基盤システム（環境研究総合推進部）※令和6年4月稼働開始予定。 3. 稼働中の情報システムについては、脆弱性情報の提供や運用保守定例会への参加等、安定稼働に向けた支援も実施した。 4. 令和5年度より、合理的な調達を目的として仕様策定前から各部担当者に業務フロー等、業務要件のヒ	提出を徹底する。 情報システムの整備、更改に係るプロジェクト管理を行える PMO 要員が不足しているため、経験を持つ人材の採用、既存職員の教育を行い、必要人材の確保に努める。	
--	--	--	--	---	--

				アリングを行っている。 汚染負荷量賦課金徴収・審査システム（補償業務部）では業務フロー、データ構成の見直し等を行い、情報システムのスリム化への検討を始めた。研究情報管理基盤システム（環境研究総合推進部）では、改めて現在の業務フローを洗い出し、必要な機能を精査した結果、スクラッチ開発を廃止し、SaaS を活用する移行方針としたことで、費用の大幅な削減が出来る見込みである。 ５．令和５年度に、機構の基幹LAN システムの更改に向けた調達を実施。令和６年 12 月稼働開始に向け、構築を開始した。			
--	--	--	--	---	--	--	--

４．その他参考情報
（注）「業務の電子化に関する目標」については、上記「第３」の各業務に係る目標において必要に応じて記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	(１) 財務運営の適正化 自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 また、「第４業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。 ＜関連した指標＞ 勘定別の総利益や利益	(１) 財務運営の適正化 ① 適切な予算、資金計画等の作成 自己収入・寄付金の確保に努め、「第４ 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、別紙のとおり。	＜主な定量的指標＞ 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。 ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ・計画予算と実績について 「第４業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。 ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	＜主要な業務実績＞ (以下、公害健康被害補償予防業務勘定は「公健勘定」、石綿健康被害救済業務勘定は「石綿勘定」、環境保全研究・技術開発勘定は「研究勘定」という。) ①適切な予算、資金計画等の作成 i) 令和元～５年度計画予算と実績 令和元～５年度（予算、収支計画、資金計画）については、別表のとおり。 ii) 運営費交付金債務の発生状況 令和５年度末の運営費交付金債務は、中期目標期間の最終年度にあたることから、精算のための収益化を実施したため存在しない。各年度における主な発生要因は、公健勘定においてはシステム開発経費の繰越、研究勘定においては研究費の繰越や翌期への留保、基金勘定においては事業費の翌期への留保によるものである（翌期への留保は、令和２年度に新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ実施したもの）。 各勘定別の令和元～４年度の	＜自己評価＞ 評定：A ②適切な資金運用については、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、効率的な運用を図り、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により、普通預金残額を圧縮（金融資産に占める普通預金割合を平成 30 年度比 6.1 ポイント減少）させた。 また、機構の経営理念に合致するものとして、その使途が環境負荷の低減その他社会的課題の解決等に資する債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを行った（令和元年度）。 これらの取組みを毎年度段階的に実施した結果、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャルボンドやグリーンボンド等の取得額を順次増加（令和５年度実績：令和元年度比 4.0 倍）させ、第４期中期目標期間において合計 496 億円取得し、環境保全等に資金面から貢献できるよう努めたことから、自己評価を A とした。	評定	A	評定	A
						＜評定に至った理由＞ 第４期中期目標に基づき、国からの財源措置及び自己収入、寄附金等の収入を踏まえた中期計画の予算及び資金計画を作成し、毎年度において国から財源措置された運営費交付金等を踏まえ年度計画予算を作成している。 第４期中期目標期間においては、中期計画に基づき、年度計画予算等を作成し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行っている。 また、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図り、業務の効率化に十分な努力がなされただけでなく、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っている（金融資産に占める普通預金割合を平成 30 年度比 6.1 ポイント減少）。 さらに、機構の経営理念に合致するものとして、その使途がグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトのための債券、または環境負荷が相対的に低いと判断される債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを令和元年度に行い、これらの取組みを毎年度段階的に実施した結果、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の購入を順次増加（令和４年度実績：令和元年度比 4.1		＜評定に至った理由＞ 第４期中期目標に基づき、国からの財源措置及び自己収入、寄附金等の収入を踏まえた中期計画の予算及び資金計画を作成し、毎年度において国から財源措置された運営費交付金等を踏まえ年度計画予算を作成している。 第４期中期目標期間においては、中期計画に基づき、年度計画予算等を作成し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行っている。 また、資金運用環境が引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図り、業務の効率化に十分な努力がなされただけでなく、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っている（金融資産に占める普通預金割合を平成 30 年度比 6.1 ポイント減少）。 さらに、機構の経営理念に合致するものとして、その使途が環境負荷の低減その他社会的課題の解決等に資する債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを令和元年度に行い、これらの取組みを毎年度段階的に実施した結果、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の取得額を順次増加（令和５年度実績：令和元年度比 4.0 倍）させ、第４期中期目標期間において合計 496 億円取得	

	剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。			運営費交付金債務各期末残高及び令和５年度の精算収益化額は以下のとおり。 - 令和元年度末 - 公健勘定 34 百万円 - 研究勘定 230 百万円 - 基金勘定 ー百万円 - 令和２年度末 - 公健勘定 69 百万円 - 研究勘定 253 百万円 - 基金勘定 35 百万円 - 令和３年度末 - 公健勘定 75 百万円 - 研究勘定 85 百万円 - 基金勘定 ー百万円 - 令和４年度末 - 公健勘定 ー百万円 - 研究勘定 87 百万円 - 基金勘定 ー百万円 - 令和５年度末 - 公健勘定 ー百万円 - 研究勘定 232 百万円 - 基金勘定 ー百万円 iii) 財務の状況 (ア) 総利益 令和元～５年度の総利益は 4,949 百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における一般債権以外の債権を回収したことによる貸倒引当金戻入、割賦譲渡利息収益や遅延損害金の雑益のほか、各勘定における業務の効率化による経費の縮減等によるものである。 各勘定別の総利益については、以下のとおり。 - 公健勘定 408 百万円 - 石綿勘定 ー百万円 - 研究勘定 769 百万円 - 基金勘定 743 百万円 - 承継勘定 3,030 百万円 (注) 石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。 (イ) 利益剰余金 各勘定別の令和元～５年度末の各期末時点における利益剰余金は以下のとおり。 - 令和元年度末 - 公健勘定 512 百万円 - 研究勘定 58 百万円 - 基金勘定 100 百万円 - 承継勘定 9,344 百万円 - 令和２年度末 - 公健勘定 558 百万円 - 研究勘定 112 百万円	なお、①適切な予算、資金計画等の作成については、第４期中期目標に基づき、国からの財源措置及び自己収入、寄附金等の収入を踏まえた中期計画の予算及び資金計画を作成し、毎年度において国から財源措置された運営費交付金等を踏まえ年度計画予算を作成している。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。 <課題と対応> ○ 第５期中期目標期間においても、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。 ○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用、また環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券の購入をしていく。	倍)させ、第４期中期目標期間（４年度目まで）において合計 355 億円購入し、環境保全等に資金面から貢献した。 運営費交付金債務の発生要因等についても、各事業において具体的に分析がなされている。 以上のことから、資金運用において、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図るとともに、環境保全等に資金面から貢献してきており、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「Ａ」評価とした。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。	し、環境保全等に資金面から貢献した。 運営費交付金債務の発生要因等についても、各事業において具体的に分析がなされている。 以上のことから、資金運用において、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図るとともに、環境保全等に資金面から貢献してきており、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「Ａ」評価とした。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。
--	--	--	--	---	---	--	---

		② 適切な資金運用 「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。	基金勘定 295 百万円 承継勘定 10,518 百万円 ・令和 3 年度末 公健勘定 692 百万円 研究勘定 251 百万円 基金勘定 482 百万円 承継勘定 11,428 百万円 ・令和 4 年度末 公健勘定 855 百万円 研究勘定 490 百万円 基金勘定 598 百万円 承継勘定 11,957 百万円 ・令和 5 年度末 公健勘定 905 百万円 研究勘定 806 百万円 基金勘定 743 百万円 承継勘定 12,055 百万円		
			②適切な資金運用 i) 「資金の管理及び運用に関する規程」に基づき設置された資金管理委員会において運用方針を定め、定期的な点検等を行うことによって、資金の安全な運用に努めた。 ii) 平成 28 年度から続いたマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、 ア. 預金引き合い対象金融機関を追加するとともに、引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等の預金運用の弾力化を図った。 イ. 低金利下が続くなか、短期の預託金等の再運用が困難な状況を考慮し、中・長期の債券の取得による再運用や短期の運用においても大口定期預金等による運用を拡大した。 ウ. 無担保社債の保有上限を各資金の 3 割から 5 割に拡大した（令和 2 年度 公害健康被害予防基金及び地球環境基金）。 更に、債券銘柄の安全性を考慮した上で、債券取得割合の上限を基金総額の 3 割から 5 割、単年度の取得額上限を 80 億円から 100 億円にポートフォリオを見直した（令和 2 年度 石綿健康被害救済基金）。 これらの結果、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大により普通預金残額の圧縮を図る（金融資産に占める普通預金以外での運用割合：令和 5 年度 95.1%、平成 30 年度比 6.1 ポイント増）とともに、中・長		

			期の債券取得により、償還時期の平準化を図った。 iii) 機構の経営理念に合致するものとして、その使途がグリーンプロジェクトやソーシャルプロジェクトのための債券、又は環境負荷が相対的に低いと判断される債券のみを取得対象とする社債の取得基準の見直しを行った（令和元年度）。 安全性を確保しつつ、より購入し易くするため、同取得基準の購入社債の格付を緩和する改正を行う（令和３年度）など SDG s に関わる債券の市場が拡大し、需要も高まる中で、今後も引続き積極的に取得できるように、債券取得基準等の見直しに努めた。 第４期中期目標期間においては、機構の経営理念に合致するものとして、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたグリーンボンドやソーシャルボンド等の購入を順次増加させ、合計 496 億円購入した。 グリーンボンド・ ソーシャルボンドの購入割合 <table><tr><th>年度</th><th>SDGs 債 /債券購入額</th><th>SDGs 債 割合</th></tr><tr><td>元</td><td>35 億円 /112.5 億円</td><td>31.1%</td></tr><tr><td>2</td><td>35 億円 /168 億円</td><td>20.8%</td></tr><tr><td>3</td><td>140 億円 /301 億円</td><td>46.5%</td></tr><tr><td>4</td><td>145 億円 /254 億円</td><td>57.1%</td></tr><tr><td>5</td><td>141 億円 /176 億円</td><td>80.1%</td></tr><tr><td>計</td><td>496 億円 /1,011.5 億円</td><td>49.0%</td></tr></table>	年度	SDGs 債 /債券購入額	SDGs 債 割合	元	35 億円 /112.5 億円	31.1%	2	35 億円 /168 億円	20.8%	3	140 億円 /301 億円	46.5%	4	145 億円 /254 億円	57.1%	5	141 億円 /176 億円	80.1%	計	496 億円 /1,011.5 億円	49.0%		
年度	SDGs 債 /債券購入額	SDGs 債 割合																								
元	35 億円 /112.5 億円	31.1%																								
2	35 億円 /168 億円	20.8%																								
3	140 億円 /301 億円	46.5%																								
4	145 億円 /254 億円	57.1%																								
5	141 億円 /176 億円	80.1%																								
計	496 億円 /1,011.5 億円	49.0%																								